

# マレーシアの地方自治

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 113 (December 25, 1995)

はじめに

第1章 連邦政府及び州政府の行政機構

第2章 地方自治体の組織、業務及び財政

第3章 プラウ・ペナン市の事例

第4章 ゴンバック町の事例

結び

財団法人自治体国際化協会  
(シンガポール事務所)

# 目 次

はじめに	1
第1章 連邦政府及び州政府の行政機構	2
第1節 マレーシアの概要	2
第2節 連邦政府機構	4
第3節 住宅・地方自治省及び国家地方自治評議会	8
第4節 州政府の行政機構及び連邦政府との関係	11
第5節 州政府の地域行政	13
第2章 地方自治体の組織、業務及び財政	17
第1節 地方自治体の種類、数及び規模	17
第2節 地方自治体の面的・人的範囲	22
第3節 地方自治体の組織及び人員	26
第4節 地方自治体の機能	27
第5節 州政府・連邦政府との関係	31
第6節 地方自治体の財政	33
第3章 プラウ・ペナン市の事例	40
第1節 地域の概要	40
第2節 市の組織	42
第3節 各部の業務	46
第4節 市の財政	50
第4章 ゴンバック町の事例	55
第1節 町の概要及び組織	55
第2節 各課の体制及び業務	57
第3節 町の財政状況	62
結び	69
参考文献	76

## はじめに

近年、日本における地方自治体の国際交流は、友好親善を中心とするものから、相手国の人づくりや技術・ノウハウの向上に役立とうとする活動へと広がりを見せてきているといわれている。

こうしたなかで、地方自治体の国際的な活動をより効果的・的確に推進していくためには、相手国の人づくりや技術・ノウハウの向上に役立とうとする活動へと広がりを見せてきているといわれている。

このような観点から、今回、今後ますます日本との関係が深くなるものと予想されるマレーシアをとりあげて調査を行い、本レポートを作成した。

マレーシアにおける地方行財政については、（財）地方自治協会『アジア諸国地方制度（I）』において報告されているが、本レポートでは、主として地方自治法の規定等を整理・検討することによって、制度面からマレーシアの地方自治体の機能、州政府等との関係、財政システムについて明らかにすることを試みた。さらに、地方自治体運営の実際の状況を把握するために、プラウ・ペナン市とゴンバック町において実地調査を行い、その組織・業務・財政について分析・考察を試みた。また、地方自治体に係る事務を所管している住宅・地方自治省にも聞き取りを行って、それらの内容を補足するとともに、同省の組織・機能についても調査した。なお、本レポートにおいてはマレーシアの地方自治制度の歴史については特に触れていないが、こうした点について把握しておくことも大切なことと考えられるので、その歴史についても記述されている前書をご一読されることをお薦めしたい。

今回のレポートは、シンガポール事務所の平井克昭所長補佐が担当・執筆した。

本レポートが、日本の地方自治体のマレーシアの地方自治体に対する理解の促進と、今後展開されると思われる両国の地方自治体レベルでの国際協力活動の一助となれば幸いである。

## 第1章 連邦政府及び州政府の行政機構

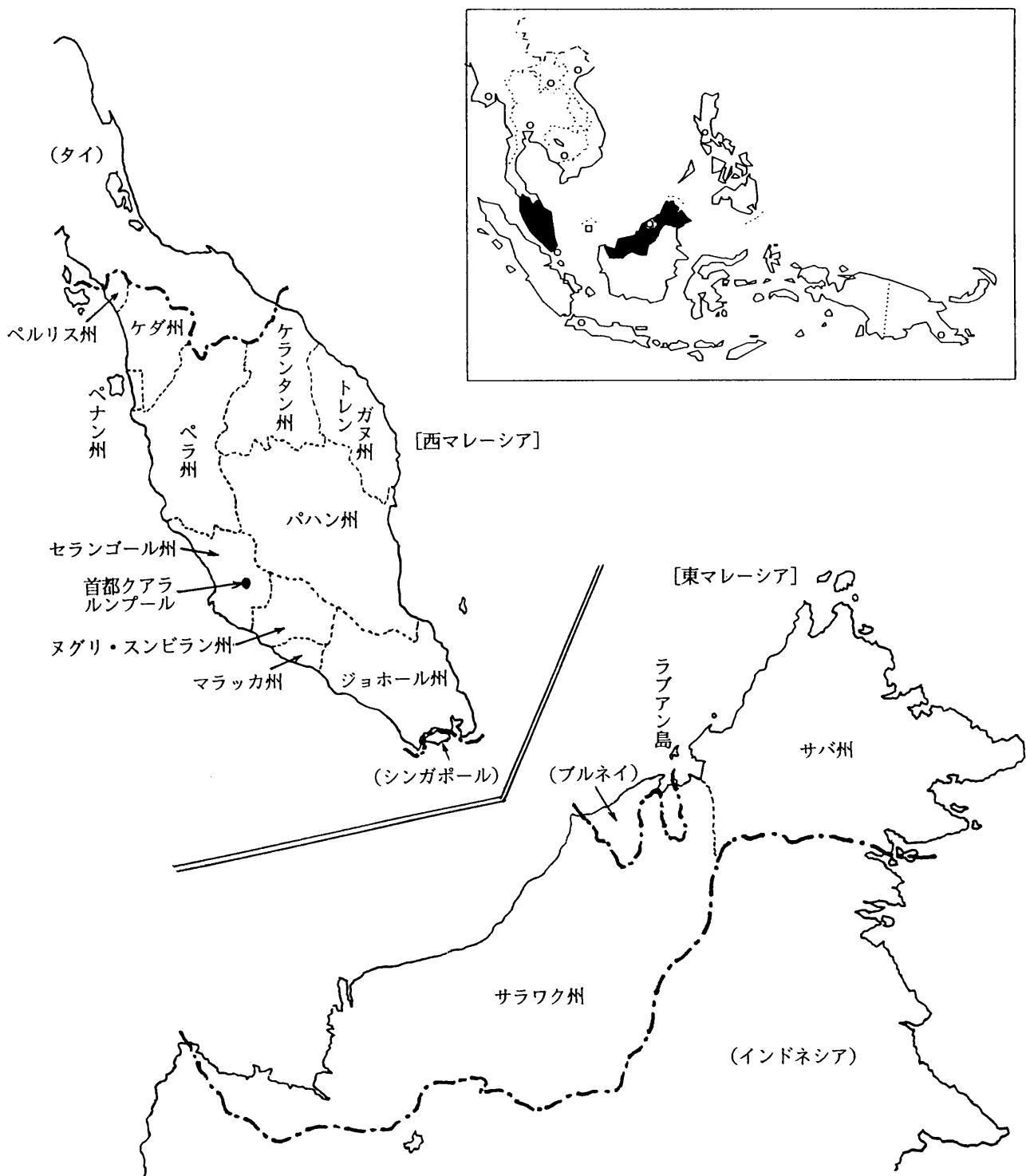
マレーシアの基本的統治構造は、「連邦政府」「州政府」「地方自治体」の3層構造となっている。本章では、地方自治に関わる基礎情報として、連邦政府及び州政府の行政機構、その特徴、両者の関係などを中心に記述する。

### 第1節 マレーシアの概要

マレーシアは、図-1のとおりマレー半島部（以下「西マレーシア」という。）とボルネオ島北西部（以下「東マレーシア」という。）の地域からなる。総面積は329,758平方キロメートル（西マレーシア131,598平方キロメートル、東マレーシア198,160平方キロメートル）<sup>1)</sup>で、日本の国土面積の約9割に相当している。また、直近の人口センサスである1991年の人口は17,566,982人<sup>2)</sup>（1994年現在の推計値では19,493千人<sup>1)</sup>）で、西マレーシアにその約8割に当たる14,127,556人が、東マレーシアには3,439,426人<sup>2)</sup>が住んでいる。民族構成比は、1993年時点でのマレー系62.7%（東マレーシア土着の民族等を含む。）、中国系28.8%、インド系7.9%、その他0.5%<sup>3)</sup>となっており、多民族国家である。また、国語はマレー語、国教はイスラム教とされているものの、各民族はそれぞれの言語や宗教、習慣などを保持しており、多様性を持った国となっている。なお、1993年の一人当たりGNPは8,126リンギット<sup>4)</sup>（1993年平均為替レート42.71円<sup>5)</sup>で換算すると347千円）となっている。

インド洋と南シナ海の中間に位置するマレーシアは、古くから東の中国と西のインドをつなぐ重要な交通路にあたり、14世紀末に興ったマラッカ王国は国際貿易を土台として発展した。イスラム教がマレー半島に入ってきたのは13世紀といわれるが、このマラッカ王国の保護を受けて半島部に定着した。その後マラッカはポルトガル、オランダの支配下に入るが、1786年にイギリスがペナン島に上陸した後その勢力を増した。また、18世紀になると、マレー半島南部には、ジョホール、パハン、ペラ、ケランタン、トレングヌ、ケダ、セランゴールの各王国が分立することになった。1819年にイギリス東インド会社のスタンフォード・ラッフルズがシンガポールを獲得した後、ペナン、マラッカ、シンガポールは海峡植民地と呼ばれるようになり、1867年にはイギリスの直轄植民地となった。その後イギリスは1888年にボルネオ島北西部を保護領とし、1920年代には現在のマレーシア全土への支配がほぼ完成した。第二次世界大戦後、民族主義の高まりにより、マレー半島部の各州がマラヤ連邦を結成し、1957年に独立を達成した。そして、1963年にマラヤ連邦にシンガポール、サバ、サラワクを加えて「マレーシア」が成立したが、1965年にシンガポールが分離独立して現在に至っている。<sup>6)</sup>

図-1 マレーシアの国土



## 第2節 連邦政府機構

マレーシアは連邦国家であり、西マレーシアの11州（ジョホール州、ケダ州、ケラントン州、マラッカ州、ヌグリ・スンビラン州、パハン州、ペラ州、ペルリス州、ペナン州、セランゴール州及びトレングガヌ州）と東マレーシアの2州（サバ州及びサラワク州）及び連邦直轄地（首都クアラルンプールと国際オフショア金融センターであるサバ州沖合のラブアン島）から成っている。また、国王（Yang di-Pertuan Agong）を国家元首とする立憲君主制を採用しており、国王は9州の統治者（一般的にはスルタンと呼ばれるが、呼称が異なる州もある。なお、ペナン、マラッカ、サバ、サラワクの4州には世襲の統治者はいない。）の中から5年ごとに統治者会議（Majlis Raja-Raja）によって選ばれている。現在の国王は、1994年4月に即位した第10代目のトゥアンク・ジャファール・アブドゥル・ラーマン国王（ヌグリ・スンビラン州統治者）である。国王は、首相を任命し、国会を通過した法律を裁可し、内閣の助言に基づいて憲法及び連邦法で定められた行為を行う。

マレーシアは憲法上三権分立となっており、立法機関として国会が置かれている。マレーシアの国会は歴史的にはイギリス議会をモデルとしており、上院（Dewan Negara）及び下院（Dewan Rakyat）から成っている。上院は69議席で、州議会からの選出議員と職能代表、文化功労者、社会貢献者、少数民族代表などから首相の勧告により国王が任命した議員から構成されており、その任期は3年である。下院は192議席で、議員（任期5年）は小選挙区制による選挙によって選ばれる。選挙権は21歳以上の市民権を有する男女に付与されている。直近の下院の総選挙は、1995年4月25日（サバ州及びサラワク州の一部遠隔地は4月24日）に実施されたもので、マハティール首相が率いるUMNO（統一マレー国民組織）を中心とする与党連合NPF（国民戦線）が全議席の8割を超える162議席を獲得した。上院と下院の関係については、憲法上、下院が先議権を持っており、上院は下院提出の法案についての拒否権がなく、また、上院提出の法案には下院の承認が必要となっている。

憲法上、行政権は国王に属しているが、国王は首相と内閣の補佐のもとに行行政権を行使しなければならないので、実質的な行政権は首相にあるといわれている。国王は、下院において多数の信任を得ている議員を首相に任命する。したがって、一般的には、選挙で下院の第一党となった党の党首が首相になる。また、各省の大蔵は、首相の勧告に基づいて上・下院議員の中から国王により任命される。現在の内閣は1995年5月8日に発足したものであるが、この内閣改造に併せて従前あった法務省が総理府に吸収されるとともに、公企業省に代えて企業家開発省が新設され、1995年6月現在の省の数は総理府を含めて24となった。

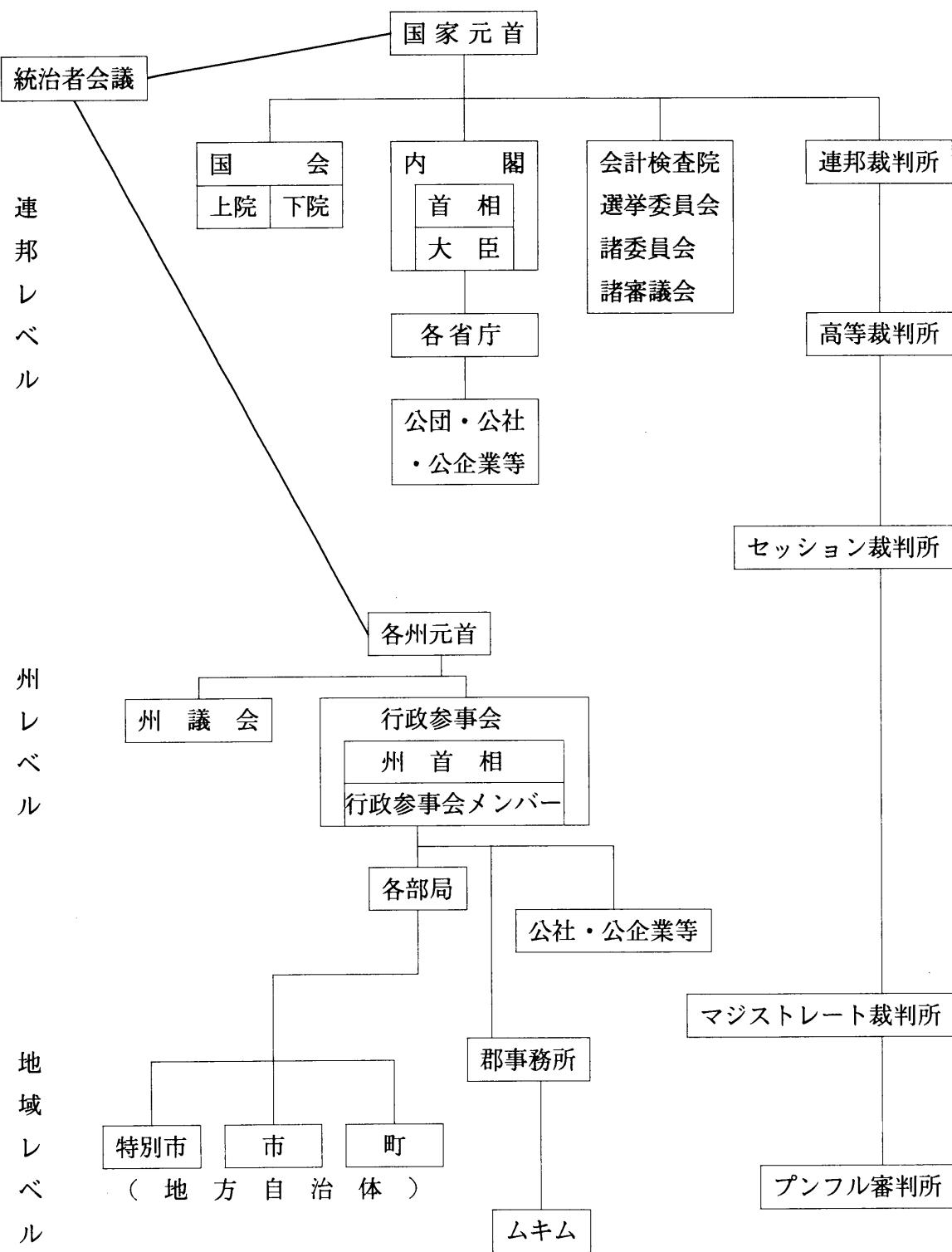
司法機構は、連邦裁判所（Federal Court）、高等裁判所（High Court）及び下級裁判所から成っている。連邦裁判所はクアラルンプールに所在し、主として高等裁判所の判決についての上訴を取り扱うが、①連邦及び州が制定した法律についてその権限の有無、②州

と州若しくは連邦と州の間の紛争を扱うことができる。なお、かつてはイギリス枢密院への上告制度があったが、1985年に廃止され、現在は連邦裁判所が最高裁判所となっている。高等裁判所は西マレーシアにはクアラルンプール、東マレーシアにはクチンに、各1か所所在するが、裁判そのものはその2か所に限らず各地で行われている。下級裁判所は、西マレーシアでは、セッション裁判所（Sessions Court）、マジストレート裁判所（Magistrate's Court）及び少年裁判所（Juvenile Court）があり、さらにその他ごく軽微な民事・刑事事件を扱うブンフル審判所（Penghulu's Court）がある。また、東マレーシアでは、セッション裁判所と少年裁判所がないなど、西マレーシアとは若干異なる機構となっている。なお、このような一般の司法機構とは別に、西マレーシアには、回教徒間の争訟等を管轄する回教徒法廷（Syariah Court）があり、独立してスルタン（スルタンのいない州では国王）の管轄下に置かれ、回教徒の親族相続関係及び回教道德違反など限られた範囲の案件を取り扱っている。<sup>7)</sup>

マレーシア全体の基本的統治構造は、図-2のとおり、大きく分けて連邦・州・地方の3層構造となっている。連邦憲法第9付表に連邦政府及び州政府の立法管轄事項が規定されている。連邦政府の主な立法管轄事項として、外交、国防、国内治安、司法行政、財政、教育、消防、医療・保健、商工業・貿易、海運・漁業、通信・交通、労働・社会保障、新聞・出版、電力、国の休日などが規定されている。また、これらの他にも連邦政府と州政府との共同管轄事項として、社会福祉、公衆衛生、都市・田園計画、排水・灌漑、奨学金、家畜、野生動物の保護・国立公園などについても規定されている。<sup>8)</sup>

次に連邦政府の財政状況をみると、表-1のとおり、1995年予算ベースで、歳入が476億41百万リンギット（1995年6月30日の為替レート34.59円<sup>9)</sup>で換算すると1兆6479億円）、歳出が482億98百万リンギット（同1兆6706億円）となっており、州政府等からの貸付金返済収入12億リンギット（同415億円）を加えた財政収支は543百万リンギット（同188億円）の黒字となっている。ただし、同表のとおり、決算の確定している1989年から1992年までは毎年赤字となっている。歳入の内訳をみると、ここ数年は、法人税・所得税を中心とした直接税が歳入の約40%を占めており、次いで売上税（Sales Tax）やサービス税、印紙税などの間接税が35%前後、その他の歳入が25%前後となっている。また、歳出は約75%が経常支出、約25%が開発支出に充てられている。

図－2 基本的統治構造の概念図



出所) アジア経済研究所『インド・マレーシアの社会変動と国家官僚制』1986, 210・228<sup>ページ</sup>、同研究所『アジア動向年報1993』, 324<sup>ページ</sup>などをもとに作成。

表-1 マレーシア連邦政府の財政状況

単位：百万リンギット

区分	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
歳入 A	25,273	29,521	34,053	39,250	41,691	45,692	47,641
(1) 直接税	7,793	10,402	13,251	15,403	17,070	18,533	20,186
(2) 間接税	8,881	10,842	12,580	13,369	14,830	16,106	17,694
(3) その他	8,599	8,277	8,222	10,478	9,791	11,053	9,761
歳出 B	30,678	35,715	37,861	41,763	42,341	46,255	48,298
(1) 経常支出	22,982	25,026	28,296	32,075	32,217	33,753	34,395
①国防、治安	3,540	3,807	4,070	4,796	5,130	5,149	5,460
②社会サービス	6,429	7,296	8,001	9,608	10,381	11,501	11,514
③経済サービス	1,984	2,293	2,480	3,498	2,511	3,312	2,892
④一般行政	2,876	2,308	3,005	3,528	3,766	3,686	3,863
⑤移転支出	1,410	2,492	3,692	3,341	3,263	2,969	3,435
⑥債務返済	6,743	6,830	7,048	7,304	7,166	7,136	7,231
(2) 開発支出	7,696	10,689	9,565	9,688	10,124	12,502	13,903
①国防、治安	846	1,061	2,211	2,173	2,258	2,484	2,916
②社会サービス	1,947	2,617	2,426	2,653	2,220	2,949	3,769
・教育	1,242	1,634	1,285	1,205	1,176	1,561	2,043
・保健衛生	218	461	572	602	425	298	438
・住宅	182	43	66	94	167	392	493
・その他	305	479	503	752	452	698	795
③経済サービス	4,664	6,701	4,684	4,504	5,265	6,320	6,385
・農業、地域開発	1,140	1,298	1,126	1,098	1,276	1,472	1,482
・電力、水供給等	1,013	798	681	834	610	808	861
・商工業	948	2,726	969	648	660	1,035	1,008
・運輸	1,545	1,845	1,897	1,896	2,678	2,963	2,989
・その他	18	34	11	28	41	42	45
④一般行政	239	310	244	358	381	749	833
貸付金返済収入 C	1,995	2,757	1,168	1,270	1,004	1,200	1,200
財政収支 A - B + C	▲3,410	▲3,437	▲2,640	▲1,243	354	637	543

出所) Ministry of Finance 「Economic Report 1994/1995, 1993/1994」及びマレーシア日本人商工会議所「数字で見るマレーシア経済」Jan 1995, 11ページをもとに作成。

- 注) • 1993年は実績見込み、1994年は見込み、1995年は予算見積りである。  
 • 「貸付金返済収入」は州政府等公共部門へ貸し付けた資金の返済収入である。なお、貸付金支出は「開発支出」に含まれている。

### 第3節 住宅・地方自治省及び国家地方自治評議会

#### (1) 住宅・地方自治省

マレーシアの連邦政府機構の中で、地方自治体に係る事務を所管しているのは住宅・地方自治省 (Ministry of Housing and Local Government) である。マレーシア総理府発行の「Dealing with the Malaysian Civil Service」(1994)によれば、住宅・地方自治省の目的は次のとおりである。<sup>10)</sup>

##### ①総合的な計画の策定・実施

都市及び地方の物質面・社会面・経済面・環境面におけるシステムを強化することにより、国全体にわたる総合的な計画を策定・実施する。

##### ②地方自治体への奨励・助成

地方自治体が質の高い都市的サービスを供給するとともに、社会・レクリエーションの快適性、バランスのとれた経済機会を提供することを奨励・助成する。

##### ③住宅開発

社会・レクリエーションの快適性を保持しつつ、バランスのとれた住宅開発を推進する。

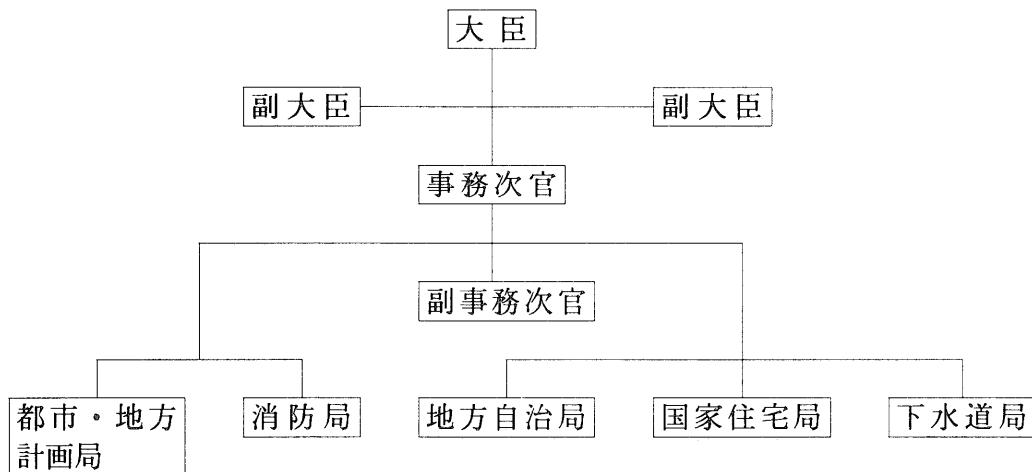
##### ④防火・消防

効果的な防火・保護サービス、危険物質の脅威からの保護、緊急時の効果的・効率的な救助活動、火災の危険性と防火に関する公共教育の改善などを通じて、生命・財産の安全性を確保する。

また、住宅・地方自治省の組織は、1995年6月現在、図-3のとおり「都市・地方計画局」「消防局」「地方自治局」「国家住宅局」「下水道局（1994年新設）」の5つの局から構成されており、このうち地方自治体に関わる全般的な事項を取り扱っているのが地方自治局である。同上書によれば、地方自治局の目的は「効率的で近代的な都市サービスを行う地方自治体の設立の支援、公共の快適性とレクリエーション設備の供給及び経済機会の創出」とされ、具体的には以下の機能が掲げられている。<sup>11)</sup>

- ・必要な時に新規法律を取りまとめ、現行法律を再調査・修正することを通じ、地方自治体の行政の質を高めるためのプログラムを計画・実施すること、及び地方自治体に関する事項の調査の計画や方針の調整を行うこと。
- ・政策を取りまとめ、州政府を経由する連邦から地方自治体への開発補助金及び開発プロジェクトを調整・実施すること。
- ・地方自治体へ技術的助言と専門的知識を提供すること。
- ・国家地方自治評議会 (National Council for Local Government) 及び地方自治体の事項に関する他の会議の事務局を行うこと。
- ・新村落開発戦略に関する政策を計画し、取りまとめ、評価すること。

図－3 住宅・地方自治省の組織図



出所) Prime Minister's Department 『Dealing with the Malaysian Civil Service』1994, 397ページ及び住宅・地方自治省への聞き取り調査(1995年6月)をもとに作成。



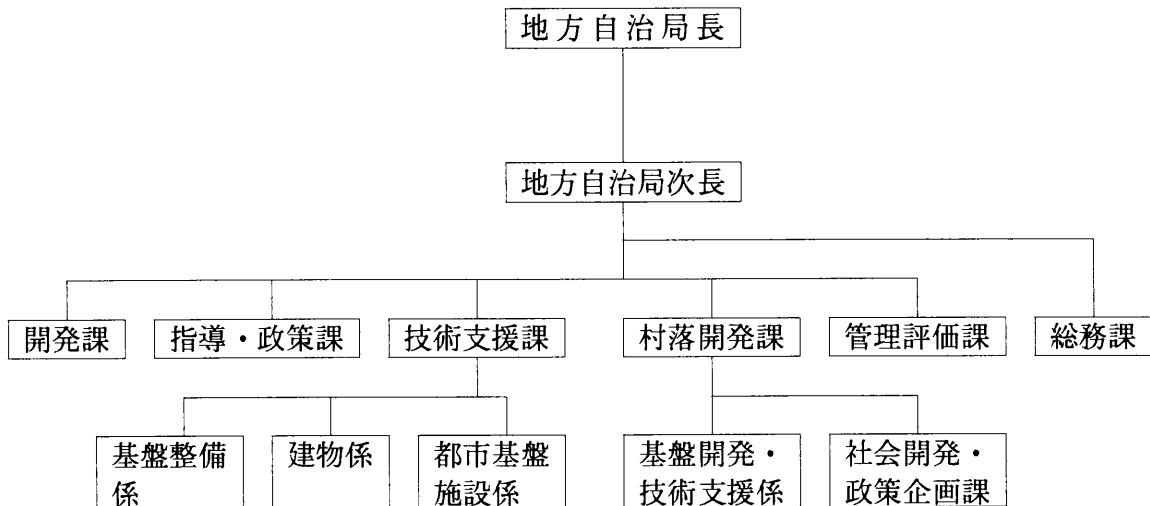
住宅・地方自治省  
の庁舎

地方自治局の組織は、図－4のとおり、局長(Director General)、次長(Deputy Director General)の下に6つの課が置かれている。地方自治局の総職員数は、1995年6月時点で局長・次長を含めて92名ということである。総務課以外の五つの課にはそれぞれ専任の課長が置かれ、課長の下には数名の課長補佐が配置されている。各課の主な所掌事務は次のとおりである。<sup>12)</sup>

①開発課(Development) 職員数9名

- ・地方自治体財政に関する監督・指導
- ・地方自治体の財政収入増加の推進
- ・連邦補助金の配付
- ・環境美化・浄化の指導

図－4 地方自治局の組織図



出所) Prime Minister's Department 『Dealing with the Malaysian Civil Service』1994, 400ページ及び住宅・地方自治省への聞き取り調査(1995年6月)をもとに作成。

②指導・政策課 (Advisory and Policy ) 職員数 8名

- ・地方自治法その他地方自治関係法令の改正・制定関係
- ・地方自治体の新設・昇格・区域の変更等
- ・地方自治体職員の研修
- ・国家地方自治評議会の事務局関係

③技術支援課 (Technical Service ) 職員数 36名

- ・建物規制に関する指導・アドバイス
- ・ごみ・廃棄物処理に関する技術的アドバイス
- ・リサイクルに関する技術的アドバイス

※地方自治体からの個々の相談に応じて、上記技術的アドバイスを直接地方自治体に行っている。職員数は、地方自治局の総職員数の約4割を占めている。

④村落開発課 (Village Development ) 職員数 17名

特定の村落（総数452、地方自治体の区域外の村落も含む。）に関する下記事項

- ・基盤施設の整備
- ・社会開発の推進
- ・開発政策の企画

⑤管理評価課 (Monitoring and Evaluation ) 職員数 7名

- ・地方自治体のコンピュータ化・事務の合理化の推進
- ・建物遺産の保存の推進
- ・各種情報の管理

⑥総務課 (Administration) 職員数 13名

地方自治局の庶務・管理関係等

## (2) 国家地方自治評議会

連邦憲法上、地方自治体に関することは基本的には州政府の管轄事項であるが、1960年の連邦憲法改正により国家地方自治評議会（National Council for Local Government）が設けられた。この評議会は、直接的・間接的に地方自治体と関係を有する連邦政府当局（住宅・地方自治省、大蔵省、公共事業省、保健省など）と州政府との機能的な関連性を保持しつつ、地方自治体の育成、発展、管理に関する政策を協議し、勧告を行っている。組織としては、住宅・地方自治大臣が議長となり、西マレーシアの各州政府首相（又は行政参事會議長）、地方自治に関する連邦政府の大臣（10名以内）並びにオブザーバーとしてサバ・サラワク両州及び首都クアラルンプール市を構成メンバーとしている。この評議会は、地方自治体に関する最高の政策形成機関として位置付けられており、地方自治体に関するいかなる法令の変更も最初に当評議会で話し合われなければならない。さらに、ここでの決定事項は連邦政府と州政府を拘束するとされる。住宅・地方自治省は国家地方自治評議会の事務局となっている。<sup>13)</sup>

また、法令上のものではないが、住宅・地方自治省と西マレーシアの各州政府を構成メンバーとした「地方自治調整委員会（Coordinating Committee for Local Government）」という組織があり、これも住宅・地方自治省が事務局となって地方自治に関わる諸問題を実務的に協議している。<sup>14)</sup>

## 第4節 州政府の行政機構及び連邦政府との関係

### (1) 州政府の行政機構

連邦制をとるマレーシアでは、州は準国家として位置付けられている。<sup>15)</sup> 13州はそれぞれ成り立ちが異なり、大きく分けて、①イギリスの直轄植民地であったペナン、マラッカの2州、②19世紀後半にイギリスの保護国化が進められて1896年にマレー連邦州（Federated Malay States）の構成州となったペラ、セランゴール、ヌグリ・スンビラン、パハーンの4州、③20世紀になってからイギリスの保護国化が進められマレー連邦州には加盟しなかったケダ、ペルリス、ケランタン、トレングヌ、ジョホールの5州、④1963年にマレーシアが結成された時にマレーシアに加わったサバ、サラワクの2州といった分類が可能である。<sup>16)</sup> これら歴史的経緯等の違いにより、州の行政機構や連邦との関係などにおいて、各州により異なっている部分が多い。特に東マレーシアのサバ、サラワクの2州は連邦憲法において特別の扱いをされており、他の11州に比べて相対的にその独自性が強くなっている。<sup>17)</sup>

州の元首は、西マレーシアの9州（ジョホール、ケダ、ケランタン、ヌグリ・スンビラン、パハーン、ペラ、ペルリス、セランゴール、トレングヌ）については世襲の統治者（一般的にはスルタン（Sultan）と呼ばれるが、ヌグリ・スンビラン州ではYang di-Pertuan Besar、ペルリス州ではRajaと呼ばれている。）であるが、スルタンのいない4州については国王によって4年ごとに任命される州元首（Yang di-Pertua Negeri）である。

すべての州は、州の立法議会（Legislative Assembly。ただし、サラワクのみCouncil Negeriと呼ばれる。）を持っており、この州議会で成立した法律が州法となる。議会は一院制で、議員は住民の直接選挙により選ばれ、その任期は5年である。また、各州はそれぞれ州憲法を持っているが、連邦憲法第71条の規定により、各州憲法が同一性の高いものとなるよう措置されている。

内閣に相当するのが行政参事会（Executive Council。ただし、サバでは州内閣（State Cabinet）、サラワクでは最高協議会（Supreme Council）と呼ばれる。）であり、実際の州の行政は州議会で多数の信任を得た者で州元首から任命された州首相（Menteri Besar。ただし、マラッカ、ペナン、サバ、サラワクではKetua Menteri又はChief Ministerと呼ばれる。）が行う。州首相の下には、5～7名の行政参事会メンバーが州首相の助言に基づいて州元首から任命される（ただし、サバ・サラワク両州は大臣制をとっており、そのメンバーは大臣（Minister）と呼ばれる。）。<sup>18)</sup>

## （2）州政府と連邦政府

州政府の立法管轄事項は、連邦憲法第9付表によれば、本章第2節で述べた連邦政府との共同管轄事項の他に、土地、農業・林業、地方自治、イスラム、河川漁業、州の休日などがあるが、連邦政府の管轄事項と比べるとかなり限定されている（ただし、サバ、サラワクの2州については州管轄事項及び共同管轄事項のそれぞれに他の州にはない立法権限が与えられている。例えば州管轄事項については州の諸機関の法人格付与、港湾、土地台帳調査に関する事項、連邦政府との共同管轄事項については私法、水力発電、農林調査に関する事項などである。）。<sup>19)</sup> しかも、連邦政府は、「国際的取決め、決議などの実施に必要な場合」、「土地制度・地方自治に関する各州間の統一性を確保する必要がある場合」、「非常事態の場合」などには州政府の立法管轄事項についても立法を行うことができることとなっている。また、実際の州政府の行政において最も重要なものは土地制度と地方自治制度に関する事項といわれるが、土地については「国家土地評議会（National Land Council）」、地方自治制度については前述の「国家地方自治評議会」という連邦機関の政策に従わなければならず、この点でも州政府の権限は連邦政府の制約を強く受けている。<sup>20)</sup>

州の財政をみると、表-2のとおり、最新の1994年見込みにおいては、各州の合計で歳入が67億62百万リンギット（1994年平均為替レート38.89円<sup>21)</sup>で換算すると2630億円）、歳出が94億49百万リンギット（同3675億円）となっており、歳入歳出差引きは26億87百万リンギット（同1045億円）の赤字となっている。表-1で示した同年見込みの連邦政府の歳入歳出規模と比較すると、州政府は歳入で連邦政府の約15%、歳出で同約20%の規模となっている。州の歳入は主に土地・鉱山・森林収入、自動車・市場等免許料、水道料金、興業税、州資産賃貸料などの自主財源と連邦政府からの補助金とで構成される<sup>22)</sup>が、1994年見込みでは、自主財源が53億30

百万リンギット（同2073億円）、補助金が13億78百万リンギット（同536億円）となっており、連邦政府からの補助金が州の歳入全体の約20%を占めている。連邦から州への補助金の額は、連邦政府機関である国家財政評議会（National Financial Council）が決定している。<sup>23)</sup> また、歳出は約60%が経常支出、約40%が開発支出に充てられている。

以上のように、連邦制をとる中で州は準国家として位置付けられ、行政機構などに州ごとの特徴を持っているとはいっても、立法の範囲、権限の調整、財政的側面、さらには多くの連邦政府職員が州政府の中枢ポストへ派遣されている人事構造などからみて、実質的には中央政府（連邦政府）の権限が強い中央集権的なシステムになっているといえる。

表－2 マレーシアの州政府の歳入歳出総額

単位：百万リンギット

区分	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
歳入 A	5,630	6,718	6,429	6,911	6,979	6,762
自主財源	4,346	5,204	5,052	5,619	5,573	5,330
連邦政府補助金	1,220	1,457	1,333	1,219	1,302	1,378
連邦政府償還金	64	57	44	73	104	54
歳出 B	5,811	6,926	7,657	8,365	7,941	9,449
経常支出	3,598	4,268	4,851	5,067	4,929	5,804
開発支出	2,213	2,658	2,806	3,298	3,012	3,645
歳入歳出差引 C = A - B	▲181	▲208	▲1,228	▲1,454	▲962	▲2,687
(上記Cの使途又は財源)						
連邦政府貸付金	3	91	▲ 55	▲ 54	▲ 79	▲ 91
州政府資産	▲184	▲299	▲1,173	▲1,400	▲883	▲2,596

出所) Ministry of Finance 「Economic Report 1994/1995」をもとに作成。

注) • 1993年は実績見込み、1994年は見込みである。

- 歳入の「連邦政府補助金」には、開発事業に係る補助金を含んでいる。
- 「連邦政府貸付金」については、正の値は貸付金の返還、負の値は貸付金の借入れを表すものと考えられる。

## 第5節 州政府の地域行政

州政府の地域行政単位として、ケラントン州を除く西マレーシアの各州は、Administrative District（以下「郡」という。）に分けられ、さらにそれぞれの郡はMukim（以下「ムキム」という。）という行政単位に分けられている。ケラントン州の場合は3層構造となっており、州はまずJajahanに分けられ、それがDaerahに区分されて、Daerahがさらにムキムに分けられている。また、東マレーシアについては、サバ州の場合は郡に分けられているのみで第2段階以降の行政区分はないが、サラワク州は3層構造となっており、第1段階としてDivisionに分けられ、それが郡に区分されて、さらにSub-districtに分けられている。<sup>24)</sup>

郡及びムキムに相当する行政単位の数を表したのが表－3であり、1991年現在、連

邦直轄地を除くマレーシア各州の郡に相当する行政単位の数の合計は131、ムキムに相当する行政単位の数の合計は1,140となっている。図-5は、1つの事例としてそれらの地理的な区分の状況を示したものである。なお、ムキム内にはカンポン（Kampong）と呼ばれる集落が点在しているのが通常であるが、これらは基本的には自然発生的に形成されたもので、行政機関という位置付けではない。

以上のように、一部の州においては若干異なるものの、マレーシアにおける一般的な州の地域行政は、州-郡-ムキムという基本構造となっている。

各郡には州の出先機関として郡事務所（District Office）が置かれ、郡長（District Officer）によって管理・運営されている。郡長はイギリスの植民地時代からの官職であり、かつてはイギリス人が独占し、その任務は「法と秩序の維持及び徵税」を中心であったということであるが、現在では、州政府職員がその任に当たり、担当区域における州行政の執行の多くの部分を受け持っている。その主な任務を示すと次のとおりである。

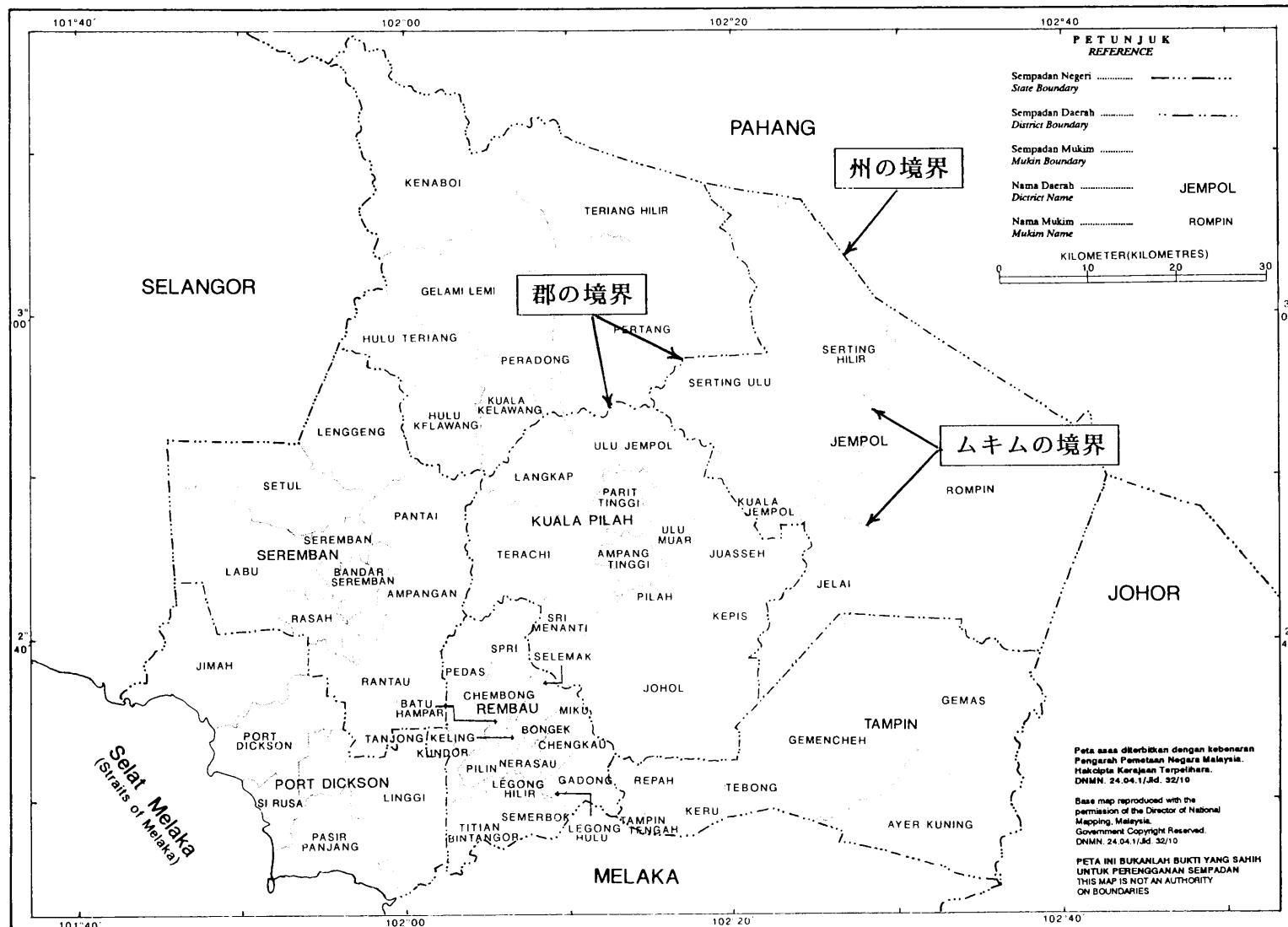
表-3 各州の郡・ムキム等の数

州	郡に相当する行政単位		ムキムに相当する行政単位	
	1980年	1991年	1980年	1991年
ジョホール州	8	8	94	96
ケダ州	11	11	135	133
ケランタン州	9	10	304	311
マラッカ州	3	3	82	82
ヌグリ・スンビラン州	7	7	62	62
パハン州	9	10	71	71
ペラ州	9	9	80	81
ペルリス州	1	1	22	22
ペナン州	5	5	83	83
セランゴール州	9	9	55	56
トレングヌ州	6	7	84	84
サバ州	23	23	-	-
サラワク州	25	28	23	59
計	125	131	1,095	1,140

出所) Department of Statistics『Mukim Preliminary Count Report 1991』1992, 133ページをもとに作成。

- 注)
- ・ケランタン州においては、「郡に相当する区分」は第1段階の区分であるJajahanの数、「ムキムに相当する区分」には第3段階の区分であるムキムの数を表示した。同州における第2段階の区分であるDaerahの数は、1980年は65、1991年は67である。
  - ・サバ州においては、第2段階の区分はない。
  - ・サラワク州においては、第1段階として9のDivisionに分かれ、それが上記のとおり28（1991年）の郡に分かれ、さらに59（同年）のSub-districtに区分されている。
  - ・連邦直轄地については除いてある。

図-5 郡及びムキムの地理的区分（ヌグリ・スンビラン州）



出所) Department of Statistics『Mukim Preliminary Count Report 1991』1992,

- ・郡内における政府開発行政の調整と統合
- ・開発行政（小規模の農村開発プロジェクトの発案及び実施の監督、さらに州政府以外の政府機関の開発計画実施の監視）
- ・土地行政
- ・重要でない民事及び刑事訴訟における裁判官としての役割
- ・商業、酒類等に関する許認可の担当
- ・登記
- ・地方行政
- ・政府の儀礼
- ・公的行事、祭典
- ・会計士がいない場合は郡の決算
- ・郡内の諸機関のリーダーシップ

ただし、近年では、郡事務所とは別に連邦・州の各局、例えば排水灌漑局、公共事業局等の専門的、技術的行政機関の農村への事業拡大など、行政系統の専門分化が進むにつれて、郡長の担当区域内における一元的権威は低下しつつあるといわれている。

なお、郡内に所在する地方自治体との関係であるが、住宅・地方自治省への聞き取り調査によれば、地方自治体の首長の一部は郡長が兼務しており、また開発行政等において郡事務所と地方自治体とのつながりが深いといった関係はあるものの、郡事務所が直接地方自治体を統治・管理しているわけではないということである。第2章第5節で述べるような州政府の地方自治体に対する管理・監督は、基本的には州政府の中央機構によって直接行われている。

郡の下の行政単位であるムキムは、郡長と同様に州政府の職員であるプンフル（Penghulu）を長としており、その主な業務は、ごく軽微な事件に係る審判の他には、行政の事務連絡、地域開発の円滑な推進など郡長の補佐的な事柄が中心となっており、中央からの行政の流れとカンポン（集落）とをつなぐパイプ役としての役割を果している。

以上のように、基本的にマレーシアの各州は、地方自治体の区域も含んで、郡やムキムといった州政府の地域行政単位によって網羅され、ネットワーク化されている。<sup>25)</sup>

## 第2章 地方自治体の組織、業務及び財政

本章では、マレーシアの地方自治体の組織、業務及び財政を中心に、その全般的な特質を明らかにしたい。ただし、サバ、サラワクの2州は、前述の州政府機構と同様に地方自治制度についても西マレーシア各州と取扱いが異なっている。両州においては、地方自治に関する基本法である地方自治法（Local Government Act, 1976年制定）は今のところ採用されておらず、各州の法律によって地方自治制度が規定されている。<sup>26)</sup> したがって、本章では西マレーシアにおける地方自治制度を中心に記述する。

### 第1節 地方自治体の種類、数及び規模

前述のように、マレーシアの統治構造は「連邦政府」「州政府」「地方自治体」の3層構造で、地方自治体はその第3段階に位置しており、保健衛生、ごみ収集、道路管理、公園の建設、市場の規制、公衆便所の設置などを行う、住民にとって最も身近な行政機関となっている。地方自治法では、地方自治体は財産を所有し、契約を結び、訴訟の主体となることができる法人として位置付けられており（第13条）、地方自治体の種類として City Council（以下「特別市」という。）、Municipal Council（以下「市」という。）、District Council（以下「町」という。）の3種類が定められている（第2条）。<sup>27)</sup> 地方自治体の種類が異なってもその権限や機能に差があるわけではなく、人口・財政規模、都市化、経済発展などの差により区分されているものであり、概していえば日本における市町村の区分の考え方によく似ている。西マレーシアにおいては、町が市に、市が特別市に昇格する要件は次のとおりである。<sup>28)</sup>

#### [特別市に昇格するための要件]

- ・州の行政の中心地であること
- ・人口が10万人を上回っていること
- ・2千万リンギット（1995年6月30日の為替レート34.59円で換算すると6億92百万円）を上回る歳入規模があり、財政自治権を有していること
- ・堅固な財政制度を確立していること
- ・商業又は工業の中心地であること
- ・急速に経済成長が進んでいること
- ・大学又は図書館が所在し、高等教育の中心地であること
- ・長い歴史を持つ、あるいは文化やスポーツの中心地であるといった特徴を持っていること

#### [市に昇格するための要件]

- ・都市部の中心地であること
- ・人口が10万人を上回っていること

- ・5百万リンギット（同1億73百万円）を上回る歳入規模があること
- ・行政の中心地としての業務を行っていること
- ・社会基盤施設の整備よりも都市的サービスの提供が必要とされる段階であること

1994年現在のマレーシア全体の地方自治体総数は143団体で、表-4のとおりである。その内訳は首都クアラルンプール市(City Hallと呼ばれ、どの州にも属さない連邦直轄地となっている。)、特別市4団体、市20団体(連邦直轄地のラブアン市を含む。)及び町118団体となっている。現在の地方自治制度になる前、すなわち地方自治法等が施行されて地方自治体の再編成が行われる前においては、マレーシア各地にはその歴史的経緯等から小規模の様々な種類の地方自治体が存在していた。再編成直前の1973年には、西マレーシアだけで9種類372団体の地方自治体が存在していたといわれている。<sup>29)</sup> したがって、現在のマレーシアの地方自治体は1団体当たりの人口規模が相対的に大きいが、これは自然発的にそうなったわけではなく、地方自治体の規模を大きくして財政基盤を確立させるとともに行政の効率化を推進することを目的として、1970年代に政府によって政策的に整理統合が行われたもの<sup>30)</sup>であり、昭和20年代後半から30年代にかけて日本において市町村合併が法律等によって促進されたのと類似している。1991年現在の各地方自治体ごとの区域内人口は表-5のとおりで、単純平均では1団体当たり96,762人(1991年)と、同年の日本の市区町村の単純平均人口38,003人<sup>31)</sup>と比べて約2.5倍の人口規模となっている。

表-4 州別の地方自治体数(1994年)

州等	首都	特別市	市	町	計
(連邦直轄地)					
首都クアラルンプール市	1				1
ラブアン市			1		1
(州)					
ジョホール州		1		13	14
ケダ州			1	10	11
ケランタン州			1	11	12
マラッカ州			1	2	3
ヌグリ・スンビラン州			1	7	8
パハン州			1	9	10
ペラ州		1	1	13	15
ペルリス州			1		1
ペナン州			2		2
セランゴール州			4	8	12
トレングガヌ州			1	6	7
サバ州			3	18	21
サラワク州		2	2	21	25
計	1	4	20	118	143

出所) Ministry of Information 『Malaysia Official Yearbook 1993』 259・260ページ  
の表(1992年)を住宅・地方自治省への聞き取り調査により更新、作成した。

表-5 マレーシアの地方自治体とその人口規模（1991年）

[西マレーシア]

州	地方自治体	人口	州	地方自治体	人口
(連邦直轄地)	首都クララルンプール市	1,145,075	ケランタン州	コタ・バル市	219,713
				バ・チョック町	63,369
ジョホール州	ジョホール・バル市	328,646	12団体	グア・ムサン町	17,398
	バトゥー・ハット・バット町	130,281		ジエリ町	14,846
14団体	バトゥー・ハット・ティムル町	33,451		コタ・バル町	113,085
	ジョホール・バル・テンガム町	121,353		クラ・クライ・セラタン町	4,864
	クルアン・セラタン町	33,052		クラ・クライ・ウタラ町	40,942
	クルアン・ウタラ町	117,315		マチャン町	48,806
	コタ・ティンギ町	54,204		ハ・シル・マス町	92,629
	クライ町	70,297		ハ・シル・ブ・テー町	60,623
	メルシング・町	31,537		タナー・メラ町	48,734
	ムール・セラタン町	175,325		トゥン・ハット町	104,676
	ムール・ウタラ町	48,938		(地方自治体に属しない区域)	(351,995)
	ボンティアン町	75,144		(ケランタン州合計)	(1,181,680)
	セガ・マット・セラタン町	34,484			
	セガ・マット・ウタラ町	76,487	マラッカ州	マラッカ市	295,999
	(地方自治体に属しない区域)	(743,783)		アロー・カ・シ・ヤ町	115,620
	(ジョホール州合計)	(2,074,297)	3団体	ジヤシン町	92,883
				(地方自治体に属しない区域)	(0)
				(マラッカ州合計)	(504,502)
ケダ州	コタ・セタール市	323,580			
	バ・リン町	114,489			
11団体	バンダル・バ・ハル町	32,957	ヌカリ・スンビラン州	セレンバン市	182,584
	クラ・ムータ・町	255,091		ジエラフ・町	26,659
	クハ・ソ・ハースー町	158,189	8団体	ジエンホ・ール町	48,399
	クリム町	128,394		クラ・ヒ・ラ・町	44,530
	ランカウイ町	42,755		ホート・ディクソン町	68,205
	ハ・ダン・ソ・テラップ・町	50,734		レンバ・ウ町	21,034
	ハ・ソ・タ・ン・町	83,135		セレンバン町	44,500
	シック町	54,653		タンヒ・ン町	40,726
	ヤン町	60,823		(地方自治体に属しない区域)	(214,513)
	(地方自治体に属しない区域)	(0)		(ヌカリ・スンビラン州合計)	
	(ケダ州合計)	(1,304,800)			691,150

[西マレーシア]

州	地方自治体	人口	州	地方自治体	人口
ペナン州 10団体	クアンタン市	198,356	ペルリス州 1団体	カンガール市 (地方自治体に属さない区域)	64,065
	ペントン町	50,811		(ペルリス州合計)	(120,005)
	キャメロン・ハイランズ・町	20,758			184,070
	ジエラントゥット町	31,238			
	リビース町	35,245		ペナン州 (地方自治体に属さない区域)	518,419
	マラン町	28,730		セベラン・ペライ市	546,656
	ペカン町	32,450		(ペナン州合計)	(0)
	ラウブ町	45,637			(1,065,075)
	ロンピソ町	13,822			
	テメルロー町 (地方自治体に属さない区域)	66,578 (513,099)		セランゴール州 11団体	243,698
	(ペナン州合計)	(1,036,724)		クラン市 ペタリン・ジヤヤ市 シャー・アラム市 コンバック町	254,849 101,733 298,977
ペラ州 15団体	イボー特別市	382,633	ペラ・ランガット町 セランゴール町 クララ・セラタン町 ペタリン町 サハ・ヘルナム町 セハソ町 ウル・ランガット町 ウル・セランゴール町 クララ・カンサール町 (地方自治体に属さない区域)	クララ・ランガット町 クララ・セランゴール町 ペタリン町 サハ・ヘルナム町 セハソ町 ウル・ランガット町 ウル・セランゴール町 (ペラ・ランガット町合計)	46,451 34,686 85,839 40,857 13,580 142,046 43,808 (982,712)
	タイピシ市	183,165			
	グリック町	26,045			
	ヒリア・ペラ町	110,132			
	ケリアン町	93,343			
	キンタ・パラット町	59,566			
	キンタ・セラタン町	70,798			
	クララ・カンサール町	98,331			
	レンゴソン町	16,618			
	マンション町	123,543			
ペソカラソ・フル州 (地方自治体に属さない区域)	ペソカラソ・フル町	13,475	トレンガヌ州 7団体	クララ・トレンガヌ市 ペスット町 トングン町 フル・トレンガヌ町 ケママン町 マラン町 セティウ町 (地方自治体に属さない区域)	228,659 53,985 56,569 19,979 71,671 40,681 10,208 (289,179)
	ペラ・テンガ町	35,458			
	セラマ町	28,363			
	タンシュン・マリム町	33,393			
	タハ町	60,464			
	(ペラ州合計)	(544,689)			
	(ペラ・ランガット町合計)	(1,880,016)			

[東マレーシア]

州	地方自治体	人口	州	地方自治体	人口	
サバ州 20団体	コタ・キナバル市	208,484	サラワク州 25団体	クチン・ウタラ特別市	85,721	
	サンダ・カン市	223,432		クチン・セラタン特別市	62,008	
	タワウ市	244,765		ミリ市	121,768	
	ビューフォート町	49,245		シブ市	126,384	
	ペルラン町	54,587		ハラム町	71,286	
	ケニンガ・ウ町	89,517		ハウ町	36,526	
	キナバタンガン町	59,196		カラカ町	37,918	
	コタ・ペルート・ウー町	58,155		カノウイット町	25,088	
	コタ・マルト・ウー町	66,553		カヒット町	96,265	
	クアラ・ペ・ソユー町	14,317		ラワス町	29,391	
	ラハット・ダ・トゥー町	157,321		リムバン町	33,845	
	ナバ・ワン町	20,132		ルホック・アントゥー町	22,270	
	ハ・ハ・ール町	60,292		ルンド・ウー町	24,599	
	ペ・ナン・ハ・ン町	87,113		マラドン・&・ジュラウ町	55,185	
	ラナウ町	49,758		マトゥー・&・タ・ロー町	22,945	
	センボ・ーマ町	91,989		ムカー町	63,609	
	シピ・タン町	24,239		サマラハーン町	46,983	
	タンブ・ナン町	19,666		サリハ・ス町	44,979	
	テノム町	38,098		サリケイ町	49,407	
	トゥアラン町	64,111		セリアン町	73,293	
	(地方自治体に属さない区域)	(55,932)		シムジ・ヤン町	46,683	
	(サバ州合計)	(1,736,902)		スリ・アマン町	60,085	
				スピ・ス町	39,601	
				クチン地方町	220,657	
(連邦直轄地)	ラフ・アン市	54,307		シブ・地方町	44,046	
				(地方自治体に属さない区域)	(107,675)	
				(サラワク州合計)	(1,648,217)	

出所) Department of Statistics『Preliminary Count Report for Local Authority Areas 1991』1992, 17~30ページをもとに作成。

注) 表-4のとおり1994年現在の地方自治体数は、セランゴール州が12団体へ、サバ州が21団体へと増えている。また、ジョホール・バル市は1994年に特別市になった。なお、表中の(地方自治体に属さない区域)には、地方自治法上の地方自治体ではないTown BoardやDevelopment Boardなどの区域もわずかに含まれている。

## 第2節 地方自治体の面的・人的範囲

マレーシアにおいては、日本のように国土のすべてを地方自治体がカバーしているわけではない。また、人的範囲からみても、すべての国民が地方自治体の住民となっているわけではない。この状況を表したのが表－6であり、面積では66.7%、人口では77.7%が地方自治体のカバーする範囲となっている。また、西マレーシアに限ると、人口では73.4%を占めているものの、面積（資料の関係上、東マレーシアのラブアン市を含む。）では16.5%をカバーしているにすぎない。これは、西マレーシアの地方自治体が、人口の密集した都市部における衛生・清掃サービス等を行う組織として発生・発展してきたことが深く関係しており、人のほとんど住んでいないジャングルはそれらの行政サービスの対象にはなっていないためである。また、西マレーシアには、エステイト（Estate）と呼ばれるゴムやパーム椰子の大規模プランテーション農園が散在しているが、これらは本来私有地であって基本的には行政サービスの対象から外れている。エステイトにおいては、かなりの人口を有する集落がありながら、それに対する行政サービスはスクールバスによって児童を学校に送迎する程度ということである。<sup>32)</sup> このように、一部の例外を除いて、西マレーシアの地方自治体は、ジャングルやエステイトを除いた市街地や集落及びそれらを結ぶ道路等を中心としてその区域が形成されている（図－6参照）。一部の例外とは、比較的早くから米作地帯として開発の進んだタイ国境近くのケダ州（図－7参照）とイギリスの直轄植民地であったペナン州・マラッカ州を指しており、これらの州はその全域が地方自治体によってカバーされている。また、東マレーシアのサバ・サラワク両州も同様に、そのすべての区域が地方自治体（厳密に言えば地方自治体の前段階の団体もわずかに含まれている。<sup>33)</sup>）によって覆われている。

以上のように地方自治体のカバーする範囲は国土の一部であり、その他の地域においてはごみ処理や保健衛生といった行政サービスを地方自治体から受けることはできない。したがって、基本的にそれらの地域においては、住民自ら又は村落単位で、あるいは自治的な団体を組織することによって、処理・対応することになる。なお、第1章第5節のとおり、州の地域行政単位である郡やムキム（又はそれらに相当する州の行政単位）は全国を網羅しており、これらの地域も郡事務所やプンフルの管轄の下にあって、それらが行う一定の行政サービスは受けることになる。<sup>34)</sup>

表-6 州別の地方自治体の面的・人的範囲

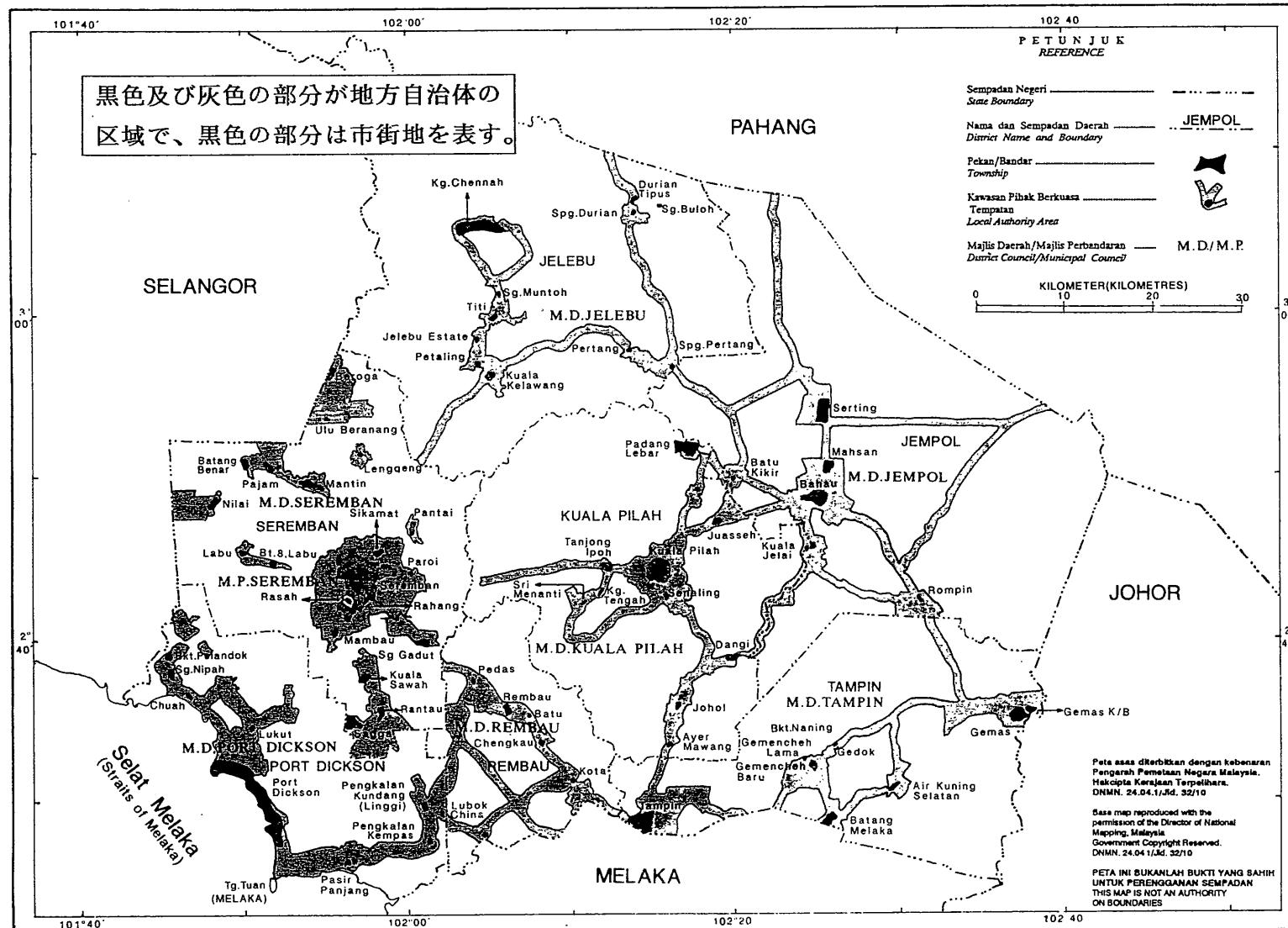
単位 : Km<sup>2</sup>、人、%

州 等	全体面積 A	地方自治体面積 B	比 率 B/A	全体人口 C	地方自治体人口 D	比 率 D/C
ジョホール州	18,986	1,759	9.3	2,074,297	1,330,514	64.1
ケダ州	9,426	9,426	100.0	1,304,800	1,304,800	100.0
ケランタン州	14,943	2,565	17.2	1,181,680	829,685	70.2
マラッカ州	1,650	1,650	100.0	504,502	504,502	100.0
ヌグリ・スンビラン州	6,643	952	14.3	691,150	476,637	69.0
パハン州	35,965	1,211	3.4	1,036,724	523,625	50.5
ペラ州	21,005	1,613	7.7	1,880,016	1,335,327	71.0
ペルリス州	795	82	10.3	184,070	64,065	34.8
ペナン州	1,031	1,031	100.0	1,065,075	1,065,075	100.0
セランゴール州	7,956	386	4.9	2,289,236	1,306,524	57.1
トレングガヌ州	12,955	725	5.6	770,931	481,752	62.5
サバ州	73,620	73,620	100.0	1,736,902	1,680,970	96.8
サラワク州	124,449	124,449	100.0	1,648,217	1,540,542	93.5
連邦直轄地	334	334	100.0	1,199,382	1,199,382	100.0
合 計	329,758	219,803	66.7	17,566,982	13,643,400	77.7

出所) 面積は住宅・地方自治省提供資料、人口は表-5と同じ。

注) 面積は1989年、人口は1991年の値である。なお、面積の方には地方自治法上の地方自治体ではないTown BoardやDevelopment Boardなどの区域の一部又は全部が含まれているものと考えられる。

図-6 地方自治体の区域（ヌグリ・スンビラン州）

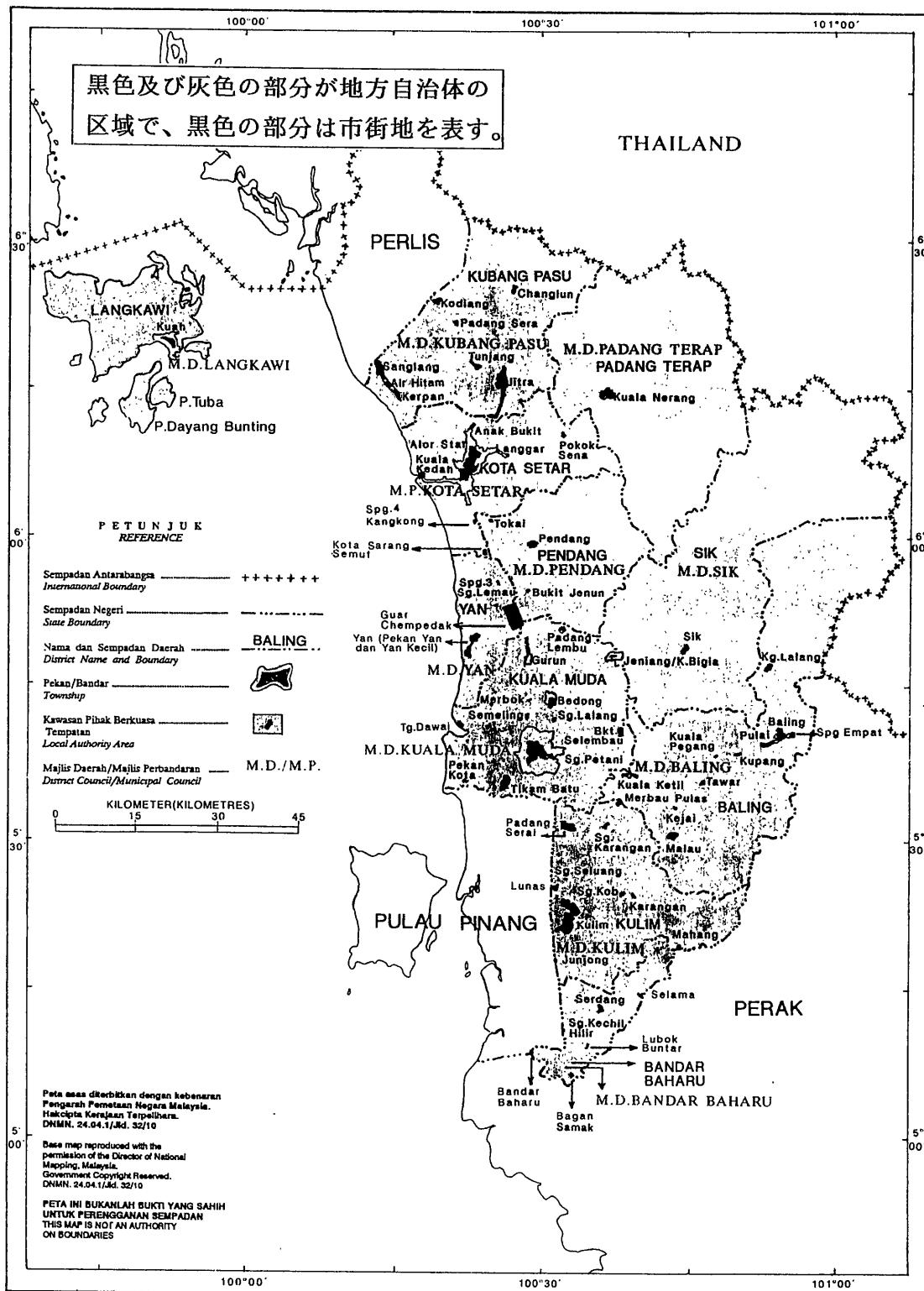


出所) Department of Statistics『Preliminary Count Report for Local Authority

Areas 1991』1992, 83ページ

注) 図-5に示した同じくヌグリ・スンビラン州の郡及びムキムの地理的区分と比較されたい。

図-7 地方自治体の区域（ケダ州）



出所) Department of Statistics 『Preliminary Count Report for Local Authority Areas 1991』 1992, 55ページ

### 第3節 地方自治体の組織及び人員

マレーシアの地方自治体は、地方自治法上の表現である「～ Council」という名称のとおり、第一義的には議会が地方自治体という位置付けとなっている。西マレーシアにおいて適用されている地方自治法の規定によれば、議会は、州政府により任命された首長が議長となり（第10条・25条）、同じく州政府により任命された8名以上24名以内の議員（第10条）とによって構成されている。なお、地方自治法上、特別市の首長はMayor、市及び町の首長はPresidentと表現されている（第2条）。

議員は、通常、その地域の住民のうち、地方行政について幅広い経験を持つ者、専門的知識を持った者、商工業に功績のある者、又は住民の利益を代表する者の中から選ぶこととされている（第10条）。なお、住宅・地方自治省への聞き取り調査によれば、首長（議長）は、一般的には州政府から派遣された職員又は政治家が任命されることが多いが、一部の州では住民によって選出された者を任命しているということである。また、議員の任期は3年を超えないこととなっているが、再び任命することは可能とされている（第10条）。定例会（Ordinary meeting）は1か月に一度以上開かれることになっており（第20条）、これとは別に首長の発議又は議員の3分の1以上の発議によって必要に応じて臨時会（Special meeting）を開くことができる（第21条）。これらの審議は非公開と決定されない限り住民に公開され（第23条）、多数決の原理により議会の決定が行われる（第26条）。審議可能な定足数は、定例会においては欠員を除いた議員数の3分の1、臨時会においては欠員を除いた議員数の2分の1となっている（第24条）。また、議会の補助的な機関として、必要に応じて各種の委員会を設けることもできる。委員会は、議長及び議員の他に、適任と考えられる者も委員に加えることができる（第28条）。

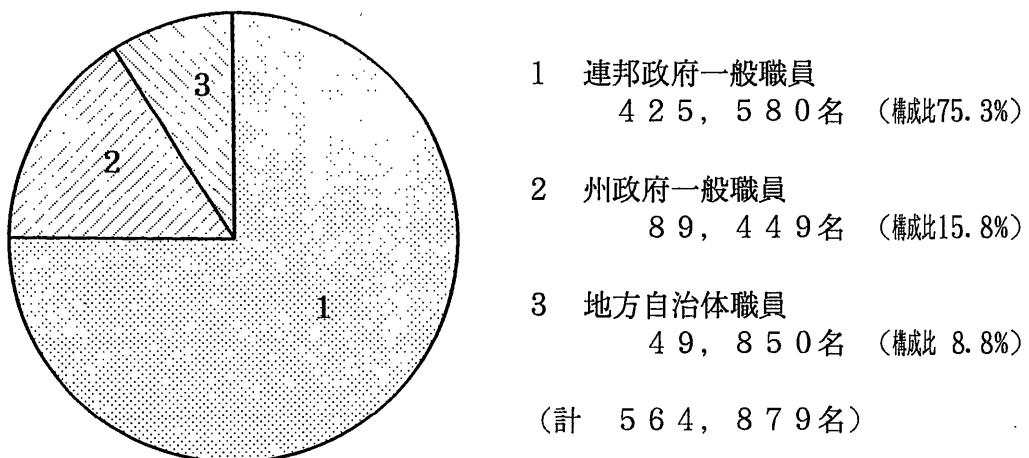
地方自治体の行政組織としては、実務を統括する首席行政官（Chief Administrative Officer）として事務局長（Secretary）が置かれ（第2条）、その下に各業務を遂行する部局が組織されている。事務局長は州政府により任命され、通常は州政府の職員が派遣されているが、各部局の組織については地方自治法上特に定めはなく、各団体の規模等によっても異なっている。地方自治体によって異なるが、職員の5割から8割までがごみ処理・清掃業務に携わっていると言われている。<sup>35)</sup>

マレーシアの地方自治体の全職員数は49,850名（1990年）<sup>36)</sup>であり、1団体当たりにすると平均354名となる。これを同年の日本の市区町村の平均職員数362名<sup>37)</sup>と比べると、マレーシアの方が若干少ない状況にある。また、人口当たりの職員数に換算するとマレーシアの場合は人口千人当たり3.7名となって、日本の同9.5名よりもかなり少なくなる。<sup>38)</sup> これは、次節で述べるように、マレーシアでは地方自治体の行う業務の範囲が、日本の市町村のそれに比べて狭いことなどが関係しているものと考えられる。また、国全体の行政機関からみた地方自治体の職員の割合は、図-8のとおり、連邦政府一般職員（警察、軍隊、公団、公社、公企業等の職員を除く。）、州政府一般職員（公社、公企業等の職員を除く。）及び地方自治体の職員を合計した職員数の8.8%

となっており、日本と比較するとそのウエイトは小さい。

行政組織については、第3章のプラウ・ペナン市及び第4章のゴンバック町の行政組織を事例として参照されたい。

図-8 連邦・州・地方自治体別職員割合（1990年）



出所) Public Service Department 『Briefing Notes, Malaysian Public Service Human Resource Management』1990, 24ページ をもとに作成。

注) 上記職員数には、連邦政府関係では警察、軍隊、公団、公社、公企業等の職員、州政府関係では公社、公企業等の職員は含まれていない。なお、Ministry of Finance 『Economic Report 1994/1995』によれば、政府サービス（軍隊等も含む。）として位置付けられている労働者の数は1990年時点で85万人である。

#### 第4節 地方自治体の機能

##### （1）地方自治体の権能

地方自治体は地方自治法により、以下のように地方自治体を管理・運営し、その業務を遂行するための権能を持つとされている。

##### [全般的事項]

- ・管轄区域を管理・運営し（第8条）、地方自治体の各業務を実施すること（第63条他）

##### [組織の運営関係]

- ・地方自治体の公印を持つこと（第14条）
- ・地方自治体の職員を採用し、服務規律・労働条件を定め、懲戒処分を行い、又は解雇すること（第16条他）
- ・管轄区域内に業務遂行のための庁舎を設置すること（第19条）
- ・地方自治体の議会を運営すること（第20条他）

[財政関係]

- ・予算の範囲内で契約を締結すること（第36条）
- ・地方自治体の財政運営を行うこと（第39条他）
- ・起債を行うこと（第41条）
- ・基金を設けて積立等を行うこと（第50条他）
- ・土地その他の財産を取得・賃借し、又は売却・賃貸すること（第101条）

[権限の執行関係]

- ・一定の範囲において条例を制定すること（第102条）（なお、この条例には2千リンギット以下、1年以下の禁固の罰則を設けることができる（第104条）。）
- ・法律・条例等に違反した者に対して訴訟を提起すること（第120条）
- ・法律・条例等に違反した者を逮捕（Arrest）すること（第121条）
- ・地方自治体の税を賦課すること（第127条他）
- ・税の滞納者に対して動産・不動産の差押えを行うこと（第148条他）など

このように、地方自治法によって地方自治体に付与された権能は、独立した法人として運営していくために最低限必要な内容は満たしているようにみえる。しかしながら、これらの権能も次節で述べるように、その多くが実施・遂行に当たって州政府の承認を必要としており、さらには地方自治体運営全般にわたって州政府の指揮・監督を受ける構造となっているため、地方自治体が州政府の意向に添わない政策をとることは制度的に困難である。

(2) 地方自治体の業務

次に、地方自治体の業務についてみると、地方自治法第7章第63条から第12章第101条において以下のとおり定められている。

[第7章 公共の場所 (Public Places)]

- ・公共の場所の設置・管理・拡張
- ・公共の場所の一時的閉鎖
- ・公有地における建物の建築
- ・道路の閉鎖
- ・公共の場所・住宅地等に名称を付けること、又は名称の変更など

[第8章 河川の汚染]

- ・河川の汚染防止、違法廃棄者・妨害者の取締りなど

## [第9章 食品、市場、衛生等]

- ・ごみ、動物の死骸、汚水などの除去・廃棄
- ・市場、宿泊施設、店舗・売店、洗濯業などの規制・監督
- ・飲食物の販売等を目的とした臨時の建物、屋台、人力車両などへの許可交付
- ・公衆便所の設置・管理
- ・と畜場の設置・管理
- ・伝染病の発生防止、区域内の衛生状態の維持
- ・肉・乳製品等食品の検査
- ・家屋や建築物の衛生状態の立入検査
- ・鼠や害鳥・害虫を駆除するための処置
- ・違法な家屋、建築物、作業場などの解体・撤去のための処置　など

※第10章は「消防（Fire Services）」であったが削除され、連邦政府の立法管轄事項とされている。

## [第11章 埋葬地、火葬場等]

- ・埋葬地、火葬場の設置、許可交付又は閉鎖
- ・違法な埋葬の取締り
- ・死体発掘の取締り　など

## [第12章 その他]

- ・樹木の植樹・刈り込み
- ・公園、運動場、児童公園、散歩道、コミュニティーセンター等の建設・維持・管理
- ・上記公共の施設のための土地の取得・賃借
- ・歴史的建築物・史跡の保護
- ・銅像、噴水などの設置
- ・記念碑、記念建造物の設置・管理
- ・図書館、美術館、博物館などの建設・管理
- ・楽団・劇団の設立又はそれらへの助成
- ・計量器の管理・指導
- ・水飲み場や井戸の設置・管理
- ・街灯の設置
- ・救急業務の設立・維持
- ・診療所の設立・運営
- ・動物診療所の設立・運営
- ・公共交通機関の運営
- ・住宅や共同住宅の建築・維持・修理

- ・住民への住宅・店舗等建築資金の貸出し
- ・工業団地等建設のための土地の取得・開発
- ・観光施設の宣伝及びそれらへの補助金の支給
- ・単独又は他の組織等と共同で行う住宅・商業・工業等のための開発事業 など

住宅・地方自治省提供資料によれば、上記のうち第7章から第11章までに掲げてあるような公衆衛生や公共の安全を保持するための生活必需的行政は地方自治体にとっての義務的業務（Compulsory Works）であり、第12章に掲げてあるようなコミュニティセンター・図書館等の建設、診療所の運営、住宅・商業・工業等のための開発事業、公共交通機関の運営などは任意的業務（Non-Obligatory Works）であるとされている。1976年に制定された地方自治法によって地方自治体の機能は各種の開発関連業務にまで拡大されたわけであるが、優先順位としてはこれら義務的業務を果たすことが第一に地方自治体に求められていることであるといえる。

地方自治法の他に地方自治体の業務・機能を規定した主要な法律としては、「都市及び国土計画法」（Town and Country Planning Act, 1976年制定）と「道路、下水及び建築法」（Street, Drainage and Building Act, 1974年制定）がある。

都市及び国土計画法は、地方自治体が、基本構想である「組織計画（Structure Plan）」と詳細計画である「地域計画（Local Plan）」を策定し、開発の規制・誘導等を行って計画的なまちづくりを進めることを定めている。地方自治体は、組織計画を策定するために、面積、地形、建築物の年数と状態、水道・電気の供給状況といった物質的な基礎条件の調査及び人口、就業構造、所得水準、余暇の過ごし方といった社会的・経済的・文化的な状況を把握するための調査を行い、その後将来見通し等の分析を行う。これらの調査・分析に基づいて組織計画の立案が行われ、住民に縦覧された後、州の計画審議会（State Planning Committee）の認可を受けることになる。なお、この組織計画は、連邦政府及び州政府の策定した開発計画の枠組みの中で策定しなければならないこととされている。地域計画は、より細部にわたる計画で、区域内の各地域における土地の開発規制と建物の建築規制等を行うことによって組織計画に沿った開発を誘導・規制している。<sup>39)</sup>

また、道路、下水及び建築法には、地方自治体の業務として以下のとおり定められている。<sup>40)</sup>

- ・地方自治体が所管する道路の建設、整備及び補修
- ・私道の公道化に関する告示
- ・州政府の認定に基づく道路の名称決定・変更
- ・地番の決定
- ・下水道の建設・維持
- ・私的下水溝の公有化に関する告示

- ・建築物に対して路地用の土地を確保させること
- ・路地の公有化に関する告示
- ・建築の許可
- ・無許可建築物の撤去 など

各法律には、以上のように各種の地方自治体の業務が規定されているが、全体としてみれば、公衆衛生・公共施設管理・道路関係整備といった住民の日常生活に直接関わる特定の分野における規制や行政サービスの提供がその大半を占めている。これらの業務の他にも教育、消防・防災、選挙、上水道、社会福祉、住民登録、農林水産、労働など幅広い分野の業務を行っている日本の市町村の機能と比べるとその範囲は狭いといえる。さらに、マレーシアの地方自治体においては、財政的に脆弱であったり必要な職員数を確保できないため、法律上では地方自治体が実施することができる業務・機能でも実際上なかなか手が回らないということも多々見受けられるようである。<sup>41)</sup>

## 第5節 州政府・連邦政府との関係

地方自治法に、州政府と地方自治体の関係を表す諸規定が定められている。すなわち、地方自治体の設立に関しては、州政府は、連邦政府との協議のもと、州内の地域を地方自治体の区域と宣言し、名称を与え、境界を定め、市又は町の地位を決定する（第3条）。また、設立後については、当該地方自治体との協議のもとその名称を変更し、連邦政府及び当該地方自治体との協議のもとその地位を変更し、連邦政府と協議のもとその境界の変更を行う（第4条）。また、州政府は連邦政府と協議のもと地方自治体の合併を宣言する（第5条）。

地方自治体の組織・運営関係では、本章第3節のとおり地方自治体の首長、議員及び事務局長が州政府により任命されることの他に、地方自治体は給料・手当を添付した組織目録（List of offices）を毎年1回州政府に提出して承認を受けなければならない（第16条）とされ、また、地方自治体が職員の服務規律・労働条件を定めるとき、一定の職員の懲戒処分や解雇を行うとき、恩給・老齢年金に関する事項を定めるときも州政府の承認が必要とされている（第17条・18条）。さらに、地方自治体は、その権限行使において首長と議会との意見が異なるときは州政府に意見を求め、その決定に従わなければならぬ（第10条）。

財政関係では、予算書及び決算報告書の様式及び必要項目は州政府により定められ（第54条・55条・59条）、州政府は地方自治体が作成した予算案を検討して歳出項目の削除又は減額を行うことができる権限を有している（55条）。また、地方自治体は、州政府の承認を得なければ、予算に含まれないいかなる歳出も行うことはできることとなっている（第57条）。さらに、州政府が任命した会計監査人等の作成した地方自治体の会計監査結果報告書が州政府に送られ、州議会において審議される（第60条）。また、

起債、基金の取崩し、税の賦課、地方自治体不動産の売却・譲渡などについても州政府の指導・承認のもとに行うこととなっている（第41条・51条・101条・127条）。税の徵収においても、公益性の認められた一定の土地・建物について、州政府の判断で地方自治体の課税を免除又は減額することができる（第134条・135条）。

条例関係では、地方自治体は一定の範囲で条例を定める権限を有するが、それらも州政府の確認を受けて官報に公示されるまでは効力が発生しないこととなっている（第103条）。

その他全般的な事項として、州政府は、必要に応じて地方自治体の権限の行使や業務の遂行について指導を行い、またその財産や活動について報告を求める権限を有し、地方自治体はそれらに従わなければならないとされている（第9条）。さらには、州政府が公共の利益のために地方自治体又はその職員の権能を州政府に移した方がよいとみなしたときは、それらの権能を州政府に移すことができる（第165条）。住宅・地方自治省への聞き取り調査によれば、実際に地方自治体の財政権が州政府に移管されている事例があるということである。

以上のように、マレーシアの地方自治体は、その組織・財政・業務執行等各分野において日常的に州政府の指導・監督を受けており、また最終的にはその権能が州政府に移管されることもありうるなど、制度的に州政府の地方自治体に対する権限は大変強大であるといえる。

次に連邦政府と地方自治体との関係であるが、前述のように連邦憲法上地方自治に関する事項は州政府の管轄であり、州政府が地方自治体に対するように連邦政府が直接的かつ全般にわたって地方自治体を管理・監督するシステムにはなっていない。しかしながら、連邦政府も地方自治体との直接的なつながりが全くないわけではなく、例えば第1章第3節で述べたように住宅・地方自治省地方自治局の各課において財政の監督・指導、廃棄物処理や建物規制に関する技術的アドバイス、地方自治体職員の研修などが行われているように、日常的にも一定の関係は持っている。さらに、より高い次元では、同じく同節で述べたように、地方自治体に関する最高の政策形成機関として位置付けられている連邦憲法上の機関である国家地方自治評議会が住宅・地方自治大臣を議長として組織されており、ここでの決定事項が州政府を拘束している。また、本節の冒頭でも述べたように、地方自治体の設立・合併・地位の変更といった重要事項に関しては、州政府は単独で決定することができず、連邦政府と協議することとなっている。

以上のように、地方自治体にとって日常的に最もつながりの深いのは州政府であり、州政府から直接的・全般的な管理・監督を受けてはいるが、連邦政府とも専門技術的な指導を中心とした一定のつながりは持っており、また、地方自治制度の根幹に関わる重要事項については住宅・地方自治省等連邦政府がその権限を掌握している。

## 第6節 地方自治体の財政

### (1) 地方自治体の歳入

地方自治法の規定によれば、地方自治体の歳入は税、賃貸料、許可料、手数料、料金、利子・投資収入、連邦政府や州政府からの補助金・交付金などで構成されている（第39条）。また、地方自治体は、州政府の承認を得て土地購入・建物の建築・公共事業や現在の借入金の精算のために起債を行うことができる。ただし、その総額には上限があり、償還期間も60年以内とされている（第41条）。また、一定の条件の下に連邦政府又は州政府から資金の貸付けを受けることができる（第47条）とともに、基金を設けて積立・取崩しを行うこともできる（第50条～52条）。なお、会計年度は1月1日から同年の12月31日までとなっている（第54条）。

通常、自主財源の中で最も構成比が大きいのは地方自治体の税（一般的には総称してAssessment rate又は単にRateと呼ばれる。以下「評価税」という。）であり、平均的には歳入全体の6割ほどを占めていると言われている。<sup>42)</sup> 評価税には、固定資産税（Rate）、下水道改良税（Sewerage improvement rate）、排水税（Drainage rate）の3種類がある（第127条・128条）が、その中心をなすのは固定資産税で、地方自治体の区域内の土地・建物に課税される。下水道改良税は下水システムを使用している、又は使用する予定の土地・建物に対して課税され（第131条）、排水税は排水設備建設費用の弁済として課税されるものである（第132条）。これらの税は土地・建物の年間評価額（Annual value、当該資産の年間賃貸料を意味する（第2条）。）又は州政府が決定した改定評価額（Improved value）のいずれかを基準として課税され、税率の限度（制限税率）は次のとおり定められている（第130条）。

○年間評価額を基準にして課税する場合は以下の税率を超えないこと

- ・ 固定資産税——年間評価額の35%
- ・ 下水道改良税——年間評価額の5%
- ・ 排水税——年間評価額の5%

○改定評価額を基準にして課税する場合は以下の税率を超えないこと

- ・ 固定資産税——改定評価額の5%
- ・ 下水道改良税——改定評価額の1%
- ・ 排水税——改定評価額の1%

なお、一つの事例として第4章で取り上げるゴンバック町の例を示すと、1995年の場合、所在する地区及び保有形態によって評価税の税率を定めており、それぞれ年間評価額に対して工業関係は13%、商業関係は地区により6%、8%又は10%、住宅関係は地区により4%、6%又は8%、農地関係は地区により2%又は4%などとなっている。

また、前節でも触れたように、土地・建物が宗教の礼拝場所や埋葬地・火葬場、学術・芸術のためのものなどであった場合は州政府の判断で地方自治体の課税を免除することができる（第134条）。また、営利を目的としていない社会・福祉目的の土地・建物など

についても同様に州政府が減額することができる（第135条）。なお、各々の土地・建物の税額が年間5 リンギットに満たなかった場合には支払う必要がないとされている（第136条）。

土地・建物の評価額に不服のある者は評価額表の改訂が確定する14日以上前に書面で地方自治体へ不服申立てを行うことになっている（第142条）、さらにそれに関する地方自治体の決定に不服のある者は高等裁判所に提訴することができる（第145条）。一方、地方自治体は滞納者に対して動産を差し押さえることが可能であり（第148条）、それでも滞納金が回収できない場合は高等裁判所を通じて土地・建物等を差し押さえることができることになっている（第151条）。

住宅・地方自治省への聞き取り調査によれば、地方自治体の財源がかなり限られていることに加えて、一般的に歳入の主要部分を占めているこの評価税の滞納が多いことが、マレーシアの地方自治体の財政を脆弱にしている一つの理由となっているということである。

その他の自主財源としては、許可料、手数料・料金、資産・投資収入などがある。許可料は、飲食店・屋台・露店・ホテル・工場・娯楽施設などに係る許可料・営業免許料など法令等に基づく許可行為から発生するものであり、手数料・料金は開発に係る計画料、汚物処理料、公共施設使用料、駐車料金、公営事業料金など行政サービスの対価として徴収されるものである。また、資産・投資収入は、地方自治体が所有する遊休資産等を賃貸して得られる賃貸料と利子収入がその中心をなしている。

これら自主財源の歳入に占める割合を西マレーシアの各州別に表したのが表-7であるが、同表のとおり州によってかなり状況が異なっている。同じ地方自治法が適用されている西マレーシアをとってみても、各州政府の方針等の違いからその運用実態にはかなりの開きがあるといえる。

表-7 地方自治体歳入に占める主要項目の割合（西マレーシア、1989年）

単位：%

州 等	評 価 税	資産収入	手数料等
首都クアラルンプール市	76.2	4.1	4.3
ジョホール州	51.8	25.8	14.2
ケダ州	15.0	6.3	2.0
ケランタン州	42.0	38.6	7.6
マラッカ州	64.3	16.8	10.1
ヌグリ・スンビラン州	52.4	14.3	13.8
パハン州	65.1	15.2	1.0
ペラ州	59.8	2.6	1.9
ペルリス州	0	28.0	32.0
ペナン州	49.9	5.4	8.8
セランゴール州	67.9	1.3	14.7
トレングガヌ州	32.1	3.1	9.1

出所）（財）地方自治協会『アジア諸国の地方制度（I）』69ページの表の一部を抜粋。

次に補助金についてみると、地方自治体に交付される補助金は連邦政府からの補助金と州政府からの補助金の2種類に大別される。連邦政府からの主な補助金には「一般補助金（Annual Grant）」、「道路整備補助金（Road Maintenance Grant）」、「開発事業補助金（Project Grant）」、「開始補助金（Launching Grant）」、「連邦政府資産所在市町交付金（Contributions in Aid of Rates）」がある。「一般補助金」は、年次普通補助金とも呼ばれており、各地方自治体の人口規模と歳入規模を基礎として計算され、それらの規模が大きくなるほど補助金の額は大きくなるが、人口と歳入に対する補助金の単価そのものは規模が大きくなるほど遞減する構造となっている。「道路整備補助金」は地方自治体が維持管理している道路の距離を基礎にして交付されている。「開発事業補助金」は地方自治体の行う地域開発・改善事業に対する補助金である。「開始補助金」は1970年代以降進められた地方自治体の再編成に伴う補助金で、新たに編成された地方自治体に対して、その運営開始に伴う開発事業に関して基本的に1回に限り交付されるものであり、区域面積と区域人口が計算の基礎となっている。「連邦政府資産所在市町交付金」は連邦憲法第156条に基づくもので、連邦政府が所有する土地・建物等について地方自治体が課税する代わりに相当分の金額を連邦政府が交付するものである。また、州政府からも、「一般補助金」、「開発事業補助金」、「州政府資産所在市町交付金」などの補助金が地方自治体に交付されるが、一般的にその額は連邦政府からの補助金と比べて少ないと言われている。<sup>43)</sup>

## （2）地方自治体の歳出

次に歳出についてみると、大きく分けて「一般歳出」と「開発事業歳出」に区分される。「一般歳出」は、性質別にみると職員への給料・手当等の「人件費」が平均的には約4割、通信運搬費・印刷費・光熱水費・旅費交通費・賃借料・事務用品購入費等の「役務費及び消耗品費」が約3割を占めているといわれる。残りの部分は、土地・建物・自動車・備品等の購入費用である「資産取得及び備品購入」、団体や個人への「補助金」、支払利子・支払保険料・公債費等の「固定費用」などで構成されている。また、目的別には、ごみ処理・清掃業務にかける費用が、大規模な地方自治体で約3割、小さい地方自治体では約5割を占めていると言われている。<sup>44)</sup>

「開発事業歳出」については、前述のように連邦政府及び州政府から開発事業に係る補助金が交付され、それら補助事業が実施されているが、これ以外にも地方自治体が単独で実施する開発事業があり、一般歳入歳出での余剰や起債、連邦政府・州政府からの貸付金などの資金によって実施されている。これら開発事業には、公共施設や住宅の建設、市場の改修、公園の整備、商業センターの建設、工業団地の造成など様々な地域開発・改善事業が含まれている。

### (3) 地方自治体の財政状況

マレーシアの地方自治体の財政状況をマレーシア大蔵省発表の統計数値をもとにみると、最近6年間の歳入歳出は表-8のようになっている。歳入は1994年見込みで23億8百万リンギット（1994年平均為替レート38.89円で換算すると898億円）となっており、1989年と比べて約6割増加している。また、一般歳出と純開発事業歳出を合わせた歳出合計は、同25億62百万リンギット（同996億円）で、1989年と比べて約2倍になっている。これらの動向を連邦政府及び州政府の動向と比較したのが図-9であるが、歳入については連邦政府歳入の増加率と州政府歳入の増加率の中間に位置しているのに対して、歳出の増加率は両者を大きく上回っている。これは、一つには図-10の「歳出内訳の動向」に示したように、開発事業に係る支出の伸びが、1989年から1994年にかけて3倍以上になっていることが大きな要因となっている。この結果、1989年には一般歳出の約4分の1の規模であった純開発事業歳出は、1994年には約2分の1の規模になっている。また、歳入はそのほとんどが評価税等の自主財源と連邦政府及び州政府からの補助金によって占められるが、同図の「歳入内訳の動向」のとおり、それらの補助金が必ずしも増加していないため、歳入に占める自主財源の割合は増加傾向にあり、1989年から1991年までは80%を下回っていたものが、最近3年間は80%を上回っている。

表-8 マレーシアの地方自治体の歳入歳出総額

単位：百万リンギット

区分	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
歳入 A	1,446	1,895	1,681	2,021	2,228	2,308
自主財源	1,139	1,441	1,219	1,635	1,835	1,888
連邦政府・州政府補助金	291	429	439	356	355	382
連邦政府償還金	16	25	23	30	38	38
一般歳出 B	998	1,092	1,187	1,494	1,562	1,713
差引 C = A - B	448	803	494	527	666	595
純開発事業歳出 D	262	329	426	514	569	849
歳入歳出差引合計 E = C - D	186	474	68	13	97	▲254
（上記Eの使途又は財源）						
連邦政府貸付金	▲3	▲7	13	20	11	10
州政府貸付金	18	▲3	▲3	▲1	5	3
地方自治体資産	171	484	58	▲6	81	▲267

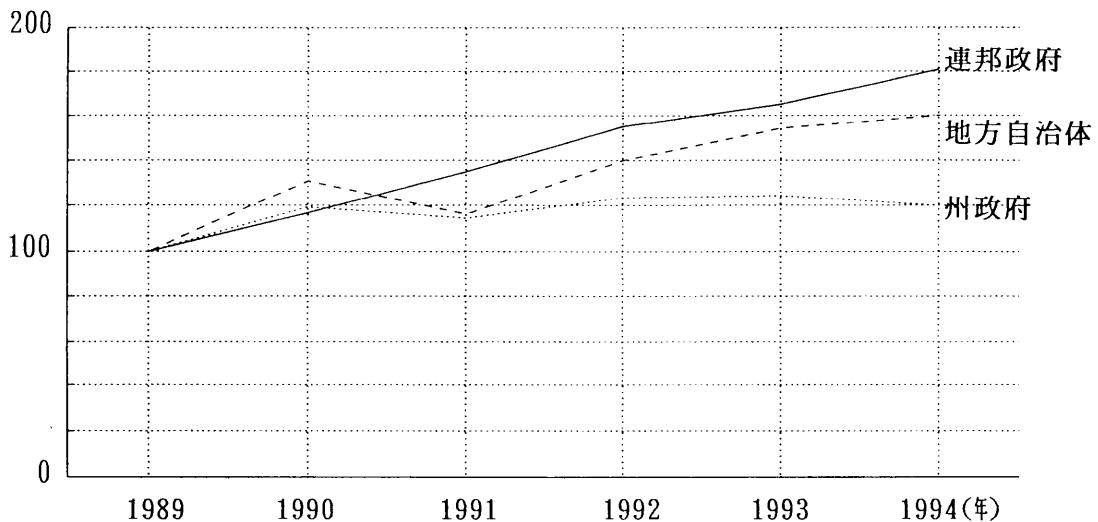
出所) Ministry of Finance 『Economic Report 1994/1995』をもとに作成。

注) • 1993年は実績見込み、1994年は見込みである。

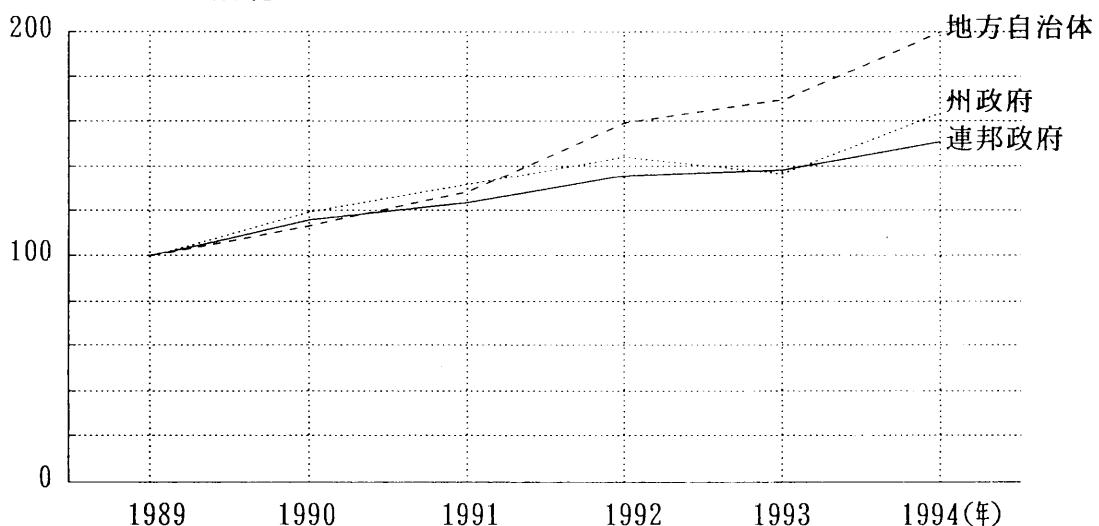
- 「連邦政府貸付金」及び「州政府貸付金」については、正の値は貸付金の返還、負の値は貸付金の借入れを表すものと考えられる。また、「地方自治体資産」については、正の値は基金の積立等、負の値は基金の取崩し等を表すものと考えられる。

図-9 連邦政府・州政府・地方自治体の歳入歳出の動向（1989年=100）

[歳入の動向]



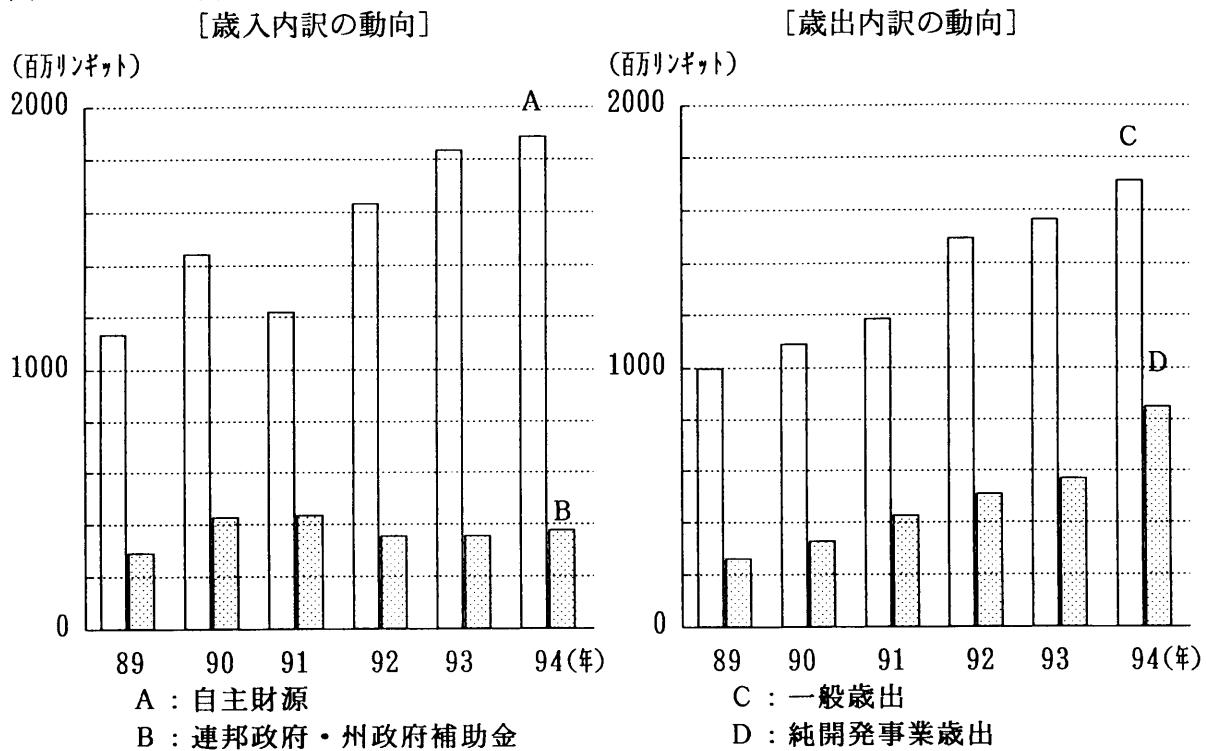
[歳出の動向]



出所) 表-1、2、8をもとに作成。

なお、表-8では、歳入歳出差引合計がマイナス、すなわち歳出超過となっているのは1994年だけであるが、より遡って歳入歳出差引合計の数字をみると、1985年▲70百万リンギット（以下同じ単位）、1986年▲31百万、1987年14百万、1988年▲91百万となっており<sup>45)</sup>、歳出超過の年も多く、全体として財政的に必ずしも安定しているとは言い難い状況にある。また、主要な地方自治体の歳入歳出の状況を示したのが表-9であるが、同表のとおり個々の地方自治体によってその財政状況はかなり異なっている。また、実地調査等で得た情報によれば、同じ地方自治体でも会計年度によってその状況がかなり異なる場合があるということである。

図-10 地方自治体の歳入歳出内訳別の動向



出所) 表-8 をもとに作成。

表-9 地方自治体の財政収支例 (1987年)

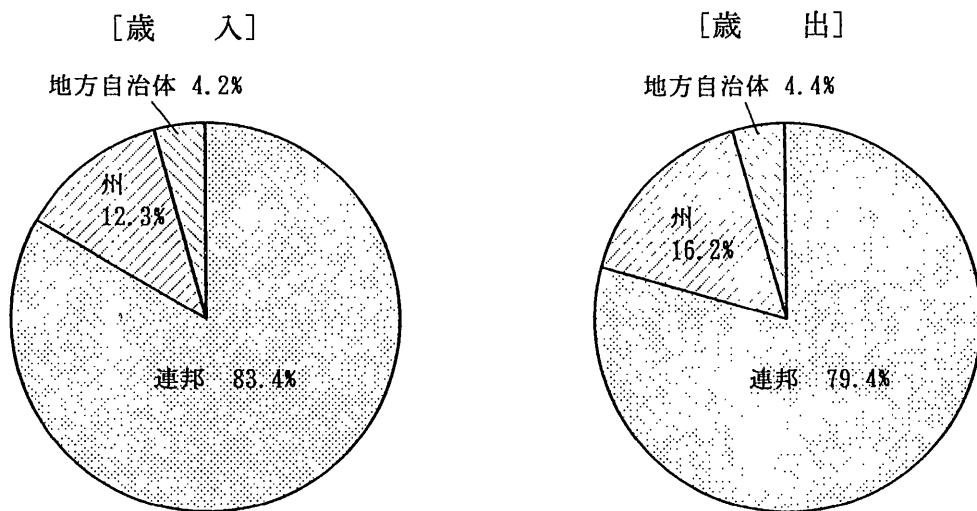
地方自治体	歳入	歳出	単位: 千リンギット
			歳入歳出差引
イポー特別市	50,273	47,619	2,654
ジョホール・バル市	29,698	20,961	8,737
ペタリン・ジャヤ市	51,902	45,485	6,417
クラン市	40,601	22,251	18,350
シャー・アラム市	15,310	11,483	3,827
プラウ・ペナン市	58,524	67,224	▲8,700
セベラン・ペライ市	29,485	33,959	▲4,474
クアンタン市	16,907	14,325	2,582
コタ・バル市	10,795	11,731	▲936
セレンバン市	23,335	26,070	▲2,735
マラッカ市	14,547	19,517	▲4,970
クアラ・トレングガヌ市	13,829	15,253	▲1,424
タイピン市	11,084	11,182	▲98
カンガール市	3,687	2,940	747
クリム町	4,841	2,359	2,482
ジョホール・バル・テンガ町	5,981	5,503	478
ジャシン町	1,985	2,584	▲599
ポート・ディクソン町	5,190	3,786	1,404
タパ町	1,707	1,889	▲182
ケママン町	3,058	2,365	693

出所) (財) 地方自治協会『アジア諸国地方制度(1)』72ページの表の一部を抜粋。

注) ジョホール・バルが特別市になったのは1994年であり、1987年当時は市であった。

最後に国全体からみた地方自治体の財政規模であるが、連邦政府及び州政府の財政規模と比較すると、図-11のとおり、地方自治体は歳入・歳出とも全体の約4%を占めているにすぎない状況にある。マレーシアの地方自治体は、その業務範囲や職員規模と同様に財政規模も日本の市町村と比べて相対的に小さいといえる。

図-11 連邦政府・州政府・地方自治体の歳入歳出規模割合（1994年）



出所) 表-1、2、8をもとに作成。

注) 一般政府部門のみを対象としており、公団、公社、公企業等を含んでいない。